

ればいいんじゃないのと思つてしまふ、思わないわけでもないわけですね。

その中で、一つ、まず第一問は提案を申し上げたいと思います。と申しますのは、その入口論でありますこの郵政改革、そして出口論であります政策金融の改革、統廃合、これを同時にやつたらどうですかという話なんですね。

例えば、新銀行のスタートに関しては、ニーズがないんじゃないか、運用ノウハウがないんじゃないのかという話があります。一方、政策金融に関しては、いや、うちにはニーズあります

よ、いや、うちでは運用ノウハウ民間と変わらない
ぐらいありますよ、運用実績ありますよという話
が出てくるわけです。そこで、統廃合後、もし統
廃合ができるとしたら、その人材、培ってきた人
材ノウハウを新銀行に移管して、新銀行でそういう

う業務をやつたらどうですかという提案です。と申しますのは、安定運用、ポートフォリオを考えますと、今の証券市場、日本の国内の証券市場、債券市場で特定の銘柄に集中投資をしていい

く。こうして通貨はと危險なものはないと思いま
す。運用のポートフォリオを広げる意味でも、政
策金融というのは、J B I C のようく海外投資を
やつているもの、中小企業金融をやつているも
の、幅広いですから、その統廃合後、その培つて

きた人材を新銀行にノウハウとともに移管する、それと同時に運用のポートフォリオを広げる、こういうメリットがあると思うんですが、竹中大臣、こういうお考えはいかがですか。

田村耕太郎君　そこで民間用道といふ話が必ず出てくるわけですね。確かに、これやりようによつてだと思うんです。制度設計をしつかりしていけば、この新銀行にしかできない業務というのは必ず私あると思うんです。例えば、今の日本の国内の民間金融機関、これが規模の制約、企業風土、ガバナンスの弱さから、やりたくてもできなないことというのは必ずあると思うんですね。

例えば、やるかどうかは別です、新銀行がやる

系金融機関のノウハウや人材を移行していくと同時に、外資系に一方的にやられていくと同時に、新たなビジネスチャンスがあるのではないかと思っています。やるうかはここで議論しません。これは私の一般的な感想なんですが、是非これ、今後の一つの課題として私も一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、ここは感想、意見としてとどめさせていただきます。

全額積金算入とする措置を講ずることとしている
わけでございますが、こういう措置に加えて、さ
らに当該基金を積み立てる場合に損金算入を認め
る、つまり無税積立てを認めるという税制上の措
置を講じますと、民間とのイコールフットティング
の観点からいかがかという問題が出てまいります
ので、その点は適当ではないのではないかと考え
ておるところでございます。

かどうかは別ですが、今世界でブライベートエクイティ、ヘッジファンド、こういう業務のために、こういう業務の運用のために新たに資金調達

からごと質問は変わるんですけれども、税の
節になつてきました。財務大臣にお伺いしたい
思います。

季と
とも、是非国民の安心のためにもう一度前向きに
考えていただければと思います。よろしくお願ひ
します。

されている金額というのは、世界レベルで見ると三けたの兆円です。昨日議論に出ましたがあ、この郵政改革によって新たに市場に出てくるお金と比べても遜色はない、いや、その方が増加の幅は大きくなっていますので、それに比べるとそんなに大きいとは言えないと思うんですね。やるかやらないかは別です。

地域・社会貢献基金というのがありますね。され、国民の安心のために早く積み上がった方がいいと思うわけです。まあ、ここだけ特例を認め、というのはなかなか難しいかもしれません。しかし、この地域・社会貢献基金ですね、もしこの立て、積み上げが損金算入認められれば、本当早く積み上がって国民の安心を増すと思う

最後に、労使関係の問題、ちょっとこれについてお話を伺いたいと思います。
今回の法律が成立後の話になつてしまふんですけど、二年後の民営化発足までの間、公務員からこれから民間人になられる公社の職員の方々がどの会社に所属するかを含めまして、具体的な労使条件の詰合ひがこれから始まるわけです。円滑な

だろうかと、そういうお考え方をお示しだと思いません。そういうお考え方方はやはり一つの見識であります。

また、今、じやそういう業務を日本でどこやつてあるかというと、外資の独り勝ちになつ

てがす。この辺り、大臣の見解をもう一度お伺いしたいと思います。

田村委員の御質問に御
いとります。

答弁をする前に、七月十五日のこの委員会の御質疑で山崎先生から同様の質問をいただきまして、民営化によって国庫が潤うだらうという御指摘を

れ
いただきました。それに対し、私の答弁の中で、
何か国が一方的に得をしているかのような御質問
を行

たてたという趣旨のことを申し上げまして、その際に仏教界の皆様に対しても大変失礼な比喩的表現を用いてしまって、大変御不快な思いをお掛け

「の
けした」ということがございました。この場をおか
りして訂正させていただきますとともに、関係者
の皆様に謹んでお詫びを申し上げたいと思つてお
こ

や
ります。
その上で、御質問の基金に係る税制上の措置に

でそ
ついて申し上げますと、社会・地域貢献基金に関する税制上の措置といったしましては、旧公社の民営化の例を踏まえながら、当該基金から社会貢献

事業計画等に基づき支出される交付金については、全額損金算入とする措置を講ずることとしている。つけてござりますが、こういう措置を加えて、さ

的
題
ま
置を講じますと、民間とのイコールフツティングの観点からいかがかという問題が出てまいりますので、その点は適當ではないのではないかと考え

い
ているところでござります。

季と
とも是非国民の安心のためにもう一度前向きに
考えていただければと思います。よろしくお願ひ
します。

労使関係、これをフォローするために、どのような法制度を含めてフォローされるのか。竹中大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) 公社の職員の皆様が新会社にまず円滑に移行していただく。そして、言うまでもなく、職員の利益の保護をきちっと行っていかなければいけない。そういう観点から、法律の立て付けといいますか、制度設計上も大きく三つのことを特に配慮しているわけでございま

す。

具体的には、持ち株会社、民営化後の持ち株会社になる日本郵政株式会社ですね、これを早く設立する。準備期間中に設立して、そして職員の労働条件について、この会社と公社の労働組合との間で事前の団体交渉を行っていただきようにする。これが第一のポイントでございます。そして、失礼、事前に設立するというのが第一のポイントで、第二のポイントとしては、そこで事前の団体交渉を行つていただく。三番目としまして、その際に、労働条件については、公社における勤務条件に配慮しなければいけないということも法律でしっかりと枠組みを作つてある、これが第三点でございます。

今後、各新会社への具体的な職員の帰属、どこに帰属するかということについては、日本郵政株式会社がビジネスモデルに基づく各社の具体的な業務内容を考えていくわけですが、そうした業務内容を勘案しながら、承継計画において定めることとしております。

職員に対して事前に希望する配属先の聴取を行うかどうか。この具体的にどう進めるかと、いう詳細については日本郵政株式会社に考えていただかなければいけませんけれども、この承継の労働条件を定めるに当たりましては、公社での勤務条件を配慮するということが法律で規定をされておりますので、そうしたことをつけないと実行していく、職員が安心して意欲的に働くように是非実現したいと思っております。

○田村耕太郎君 最後に、一番最初の話に戻るん

ですが、この郵政改革というのは、やり方によつては、総理が掲げられているもう一つの大きな構想でありますインベスト・ジャパンですね、日本

にに対する直接投資を増やしていく。そして日本人の、そして日本の法人の貯蓄志向、投資マインドを植え付けることによって、貯蓄大国日本から投資大団日本へ変革させていく、その可能性を十分秘めていると思います。その実現のためにも、郵政改革、これから制度設計、重要なところになってくると思ひますんで、どうぞ、我々も一生懸命頑張りま

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○藤本祐司君 おはようございます。民主党・新緑風会の藤本でございます。

八月の四日以来、二ヶ月ぶりの質問であります

が、通常国会のときは、まさか四回目やるなんてこと思つてなかつたんですけれども、世の中何が起ころか分からんといふことで、至る所青山あたりなのかな、一寸先はやみなのか、よく分からんな

な。たつた二ヶ月でこれだけ変わつてしまふといふことでございますので、十年後、十二年後といふのはどうなつてしまふのかというのではなくない中で民営化ということになるのかなどといふふうに思つております。

竹中大臣も二ヶ月前と比べると何となくお元気になつたような気がしてならないんですけどねとも、総選挙のさなか、いろんな各地でいわゆる刺客と言われた方々、候補者の方々の応援といふか、今衆議院議員になられた方が多数いらっしゃるんですが、その応援に行かれた竹中大臣をテレビなどで拝見するにつけ、すつかりもう政治家になられたなというような印象を大変受けました。街宣カーの上で民主党のことを批判をしている姿なんかは、もう正に、経済学者なんということは全然思えないような、ああいう姿だったなというふうに思いました。

北野武さんが昔お笑いタレントなんということはだれも、映画界の、世界じゅうの方は、もうあ

の方はもう映画監督だというふうに信じられてゐる方が圧倒的で、お笑いタレントなんて思う方はいらっしゃらないというふうな話を聞きますが、いらつしやらないというふうな話を聞きますが、

正に竹中大臣が経済学者で慶應大学で教鞭を執つていられたことなんかもうすっかり忘れててしまうようなそういう姿だったたということで、非常に柔軟性のある竹中大臣だなというふうに思います。まあ、それはさておきまして、時間も限られておりますので、早速本題に入らせていただきたいと思いますが、通常国会のときは、私も骨格経営試算、この件についてと新規事業ですね、バラ色の新規事業の結果といふものにつきましていろいろ疑問点を投げ掛けさせていただいたんですが、

その中でもやはりコンビニの事業であるとか、あのときは住宅リフォームの仲介とかそういう事業も入つておつたんですけれども、よくよく考えてみれば、コンビニの事業は、例えば普通局の千三百局の中の余つたスペースを有効活用しようじやないかということであるとか、ある意味有効活用という、スペースを有効活用しようとか、あるいは商品をいろいろ広げていこうということを考えられるかと思うんですけど、それ、仮にうまくいかないといふことになつていて撤退しても割と撤退しやすい部分なんだうなといふうに思つています。コンビニとか、そういう意味では住宅リフォームと、それほど、大きく事業環境が変わればすぐ撤退したり入つたりといふことができるといふ自由度が高い部分だなと思っていますが。

ただ、国際物流、国際展開と、物流の国際展開ということに対してもかなり出資もするというふうな自由度が高い部分だなと思っております。

ただ、国際物流、国際展開と、物流の国際展開ということに対してもかなり出資もするというふうな自由度が高い部分だなと思っております。このことは、もう御承知のとおりグローバル化する中で、国際物流の比重といふのは非常に高まつております。航空貨物でいいますと、ここ十年ぐらいで約二倍に量的には増えています。また海上貨物の方も、これもこの十年ぐらいで二割ぐらい増えているというふうに記憶をしています。そこでござります。特に、その中でも一番経済が発展しているのは、もう御承知のとおり東アジア、中国を中心とする東アジアでございまして、また日本企業もこの東アジアに多数進出をしているわけでござります。

○國務大臣(北側一雄君) お答え申し上げます。

ころだけをちょっとお話を聞きしたんですが、物流といえれば国土交通省の管轄になつてくるかと思います。

竹中大臣も再三アジア市場が拡大するんだといふことを言われておりますので、まずはこの国際物流と、特に国際物流ですね、国内といふか、国際物流についてどのように市場が今拡大しているのか、実態ですね、どういう実態になつてているのかと、いうことについて北側大臣にお答えいただきたいと思うのですが、できれば数字を挙げながら、国際貨物の流動量がどう推移しているのかとか、海上輸送と航空輸送がどのように変化してきているのか、その辺りについて含めて、今国際物流の実態について御所見といいますか、を教えていただきたいと存ります。お願いします。

○國務大臣(北側一雄君) お答え申し上げます。

今経済が御承知のとおりグローバル化する中で、国際物流の比重といふのは非常に高まつております。航空貨物でいいますと、ここ十年ぐらいで約二倍に量的には増えています。また海上貨物の方も、これもこの十年ぐらいで二割ぐらい増えているというふうに記憶をしています。そこでござります。特に、その中でも一番経済が発展しているのは、もう御承知のとおり東アジア、中国を中心とする東アジアでございまして、また日本企業もこの東アジアに多数進出をしているわけでござります。

そういう中で、特に東アジアといふのは我が国と大変近いといふこともございまして、国際水平分業というのがありますが、進んでいっているといふふうな実態にあります。感覚的に言いますと、中国を中心とする東アジアが準国内化している。こう簡単に、すぐに事業環境が悪くなつたといふふうなとこかうまく事業がいかなくなつたといふふうなことであつたり、あるいは新しい合弁会社をつくるということであつたりといふふうを考えれば、そ

う簡単に、すぐに事業環境が悪くなつたといふふうなことであつたり、あるいは新しい合弁会社をつくるということであつたりといふふうを考えれば、そ

うふうに思ひます。

こういう中にあります、国際物流事業、先ほ

ど申し上げましたが、成長分野ということで、大体年率六%ぐらいの成長分野というふうに言われておるんですが、特にアジアは大変な高成長が期待をされているところでございます。

今委員の方から少し数字も出してということでございましたので、アジア向けの輸出貨物は平成十年では約三十五万トンで、全世界向け輸出貨物に占めるシェアで四%でございましたが、平成十五年ではこれは五十六万トン、全世界に占めるシェアが約五%と増加をしておりまして、アジア市場が急速に伸びているのが数字でも分かるところでございます。

一方、我が国発の航空によるエクスプレスサービスでは、残念ながらと言つていいかも知れませんが、外国の資本のインテグレーターのシェアがどんどん拡大をしておりまして、今のところ六割を超えるような状況でござります。これはこのまま放置しますとますます外資本のインテグレーターのシェアが増えてくると、現実には欧米ではもう寡占化状態になつているわけでござりますから、残されたところはこのアジアでございまして、このアジア、日本も含めましたこのアジアの中のこの国際物流をどう、そこにどう参入していくかというは大変大きな課題であるというふうに考えております。

○藤本祐司君 今、量的な、多分、トンベースの話をされたんだと思うんですが、国際エクスプレス便といいますか、軽いもの、航空輸送の場合には特に金額ベースが非常に重要なかなと思っているんですが、海上輸送と航空輸送の割合といいますか、トン割合じゃなくて金額割合というものがどのように変化されてきているのか、要するにスマートパッケージとかクリエイティブな書類とかそういうものも含めての話になるんだろうと思いますが、金額ベースでいうとどういう変化があるんでしようか。

○国務大臣(北側一雄君) ちょっと今すぐ資料を持つておらないんですけども、量でいきますと、まだまだ当然、海上貨物の方が圧倒的に多い

わけでございますけれども、金額ベースでいきますと、たしか三割ぐらいが航空貨物が占めてきてござるのかなというふうに記憶をしております。

○藤本祐司君 それで、その中で、今度は生田総裁になるのかなと思うんですが、国際郵便の変化といいますか、国際郵便の量的変化はここ数年間でどのような変化になつていらつしやるのか、こあるんだろうと思いますけれども。

○参考人(生田正治君) お答え申し上げます。

国際の通常郵便というやつは世界共通の減少で、これは例えば日本の国内の通常郵便も共通なんですけれども、Eメールとの競争がどんどん盛んになってきておりまして、普通の手紙、はがきという分野は世界的にこれは減少しているんですね。さつき北側大臣がおっしゃったそのトータルの巨大な物流とはちょっと違つて、手紙のところだけはそういう現象がありまして、我が国の国際通常郵便につきましても全く同様ということで、取扱物数は平成三年がこれはピークだつたんですけれども、一億二千五百万通だったわけでありますけれども、それが郵政事業として取り扱つた物数ですね。平成十六年度の取扱物数は七千万通といふことでかなり減つてきております。

ところが、国際エクスプレス便、EMSと言つておりますが、書類とか書籍とかそういうものを御想像いただきやいんですが、国際スピード郵便というふうにも訳しておりますけれども、この分野に今度は仕切りまして考えますと、昭和五十年のサービス開始以来一貫して成長してきています。こっちの方の流れは先ほど国土交通大臣がおっしゃつた流れと合致してくるわけですね。その勢いで伸びてきていると。

ここ数年、欧米の四つの大きなインテグレーター、これとの競争状況にありまして、トータルは紛れもなく伸びているんだけれども、残念ながら今度は郵便事業としてとらえますと昨年度初めに減少に転じたということでございまして、国際エクスプレス市場における法人向けの顧客のシェ

アを見ますと、先ほど大臣がおっしゃいましたように、既に一位から二位、三位とまで落ちておりまして、一位がドイツ・ポスト、これが二九%、これは日本から出すEMSの分野ですけれども、エーデックスが二六%、もうこれだけで五五%になります。それ以外にもUPSがあり、TPGがありますから、オランダのTPGもあるわけですから、さつきおっしゃつたように六〇%は優に超しているんだろうと思いません。

○藤本祐司君 それで、その中で、今度は生田総裁になるのかなと思うんですが、国際郵便の変化といいますか、国際郵便の量的変化はここ数年間でどのような変化になつていらつしやるのか、こあるんだろうと思いますけれども。

○参考人(生田正治君) お答え申し上げます。

国際の通常郵便というやつは世界共通の減少で、これは例えば日本の国内の通常郵便も共通なんですけれども、Eメールとの競争がどんどん盛んになってきておりまして、普通の手紙、はがきという分野は世界的にこれは減少しているんですね。さつき北側大臣がおっしゃつたそのトータルの巨大な物流とはちょっと違つて、手紙のところだけはそういう現象がありまして、我が国の国際通常郵便につきましても全く同様ということで、取扱物数は平成三年がこれはピークだつたんですけれども、一億二千五百万通だったわけでありますけれども、それが郵政事業として取り扱つた物数ですね。平成十六年度の取扱物数は七千万通といふことでかなり減つてきております。

ところが、国際エクスプレス便、EMSと言つておりますが、書類とか書籍とかそういうものを御想像いただきやいんのですが、国際スピード郵便というふうにも訳しておりますけれども、この分野に今度は仕切りまして考えますと、昭和五十年のサービス開始以来一貫して成長してきています。こっちの方の流れは先ほど国土交通大臣がおっしゃつた流れと合致してくるわけですね。その勢いで伸びてきていると。

例え、一つ具体例を申し上げますと、中国の方の工場で、ある部品が必要になります。その部品を深夜便で、例えば成田なり関西空港から中国の方へ深夜便で運ぶ。そして、その深夜便で朝届きます。朝届いて、現地の工場には十分昼間の間にその部品が届くと。

こうした国際水平分業が様々な企業で日本と中国を中心とする東アジアとの間で行われていると。こういう中で、日本と東アジアの物流が拡大をしている、ますます拡大していくんだろうといふふうに思われております。

○藤本祐司君 割とスマートパッケージというか小さな部品とか、そういうものの行き来が非常に増えているんだろうということなんだろうと思いますが。

竹中大臣にちょっとお聞きしたいのは、ずっとアエデックスが二六%、もうこれだけで五五%になります。それ以外にもUPSがあり、TPGがありますから、オランダのTPGもあるわけですか、さつきおっしゃつたように六〇%は優に超しておると。それで辛うじて公社が一八%と、こういう現状でございます。

○藤本祐司君 そのように国際郵便の方はなんだん減少してきていて、全体としての物流も量的に非常に増えてきているということなんですが、北側大臣、もう一度、済みません、この増えてきた理由というのは、先ほどの答弁の中でも中國、東アジア、特に中国との関係が深くなつてしまんだということなんですが、直接的な原因というのはやはり工場が、日本の企業の工場進出が盛んになつたというのがやっぱり一番大きい理由なんでしょうか。

○國務大臣(北側一雄君) 日本と中国とのそういう物流が非常に急速に伸びるべき要因の一つが、今委員のおっしゃつた、日本企業が中国に進出をしている、それも大企業だけではなくて中小企業も相当数中国のあちこちに進出をしているという状況の中、一方で、一つの製品ができる上がるまでは日本と中国との間で頻繁に物が行き来をしております。

この試算でありますけれども、アジア地域発着、これ域内を含む、委員御指摘のように国際エクスプレス市場は二〇一二年では二百二十四億ドルというふうになつておりますと、二〇〇二年の実績で約三倍というふうによく表現させていただいております。この予測は民間のシンクタンクであります野村証券金融経済研究所の試算に基づいております。

この試算でありますけれども、アジア地域発着、これがおっしゃつたように工場進出というか、特に製造業のアジア進出が大きな要因であるということは分かるんですけども、あるやはり調査にもよると、中国市场もだんだんこう一段落しているんじゃないかなと。進出も一段落して、国内市场が直されてきて、部品調達コストとか輸送コストを考えれば、むしろ国内市场に戻るという回帰現象も起きているというような話もあるんです。これは中川大臣に本当にお聞きするのが一番良かったのかもしれないんですけど。

ジエトロが二〇〇五年三月にまとめた日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査、これサ

ンブル数五百九社なので、十 分かといえれば、もしかしたら十分じゃないのかもしれないんですが、誤差率5%以内には多分収まっているんだろうなと思うんですが、その中で約半数が国内生産の規模を拡大するつて回答しているんですね。一方では、国内事業規模を縮小すると回答というのは本当に三%になつてているということを考えると、先ほどの言われたような原因、中国への、特に中国への工場進出が一つの大きな理由だということであるならば、中国市場への進出がもう一段落したというふうに考えられるんじゃないかなと。それでいくと、三倍というのはちょっとと大きく見積もり過ぎているんじゃないかなという考え方でもできるんじゃないかなと思うんですが、竹中大臣、それについてどうでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 冒頭で委員おっしゃいましたように、二か月たてば景色が変わる経済、

本当に十年たてば想像できないような景色になつていると思いますので、この一つの予測だけを非常に大きな、例えば、例えはですけれども固定投資をするとか、そのような考え方やはり慎まなければいけないんだと思っております。

我々は可能性を考えるに当たつて、一つの目安としてそういうことを申し上げているわけでござ

りますが、現実には生田総裁も、生田総裁御自身

は国際物流への進出に大変意欲を持つて取り組ん

でおられますけれども、この御答弁の中でも、最

初から大きな投資をするのではなくて、可能など

ころから、実現可能なところからやつていかれる

と。恐らくその趣旨は、最初から大きな固定投資

を伴わないような柔軟性を持った形で様子を探り

ながら進出をしていきたいという御趣旨であろう

というふうに思つておりますけれども、当然のことながら、そういうアプローチに基づいて、しかし

可能性をしつかりと追求していくと、そういうこと、そういう姿勢が必要であろうかと思つております。

○藤本祐司君 ということは、一気に拡大すると保証しませんつて必ず言われるから。

うと思ひますが、竹中大臣にもちょっとと同じ、先ほど北側大臣にお聞きしたことをお聞きしたいん

ですが、やはりそのアジア市場の拡大というの

は、やはり企業が工場、特に製造業の工場が、中

小も含めて中国へ進出しているというものが、それがやはり大きな要因だというふうにお考へでしょ

うか。

○國務大臣(竹中平蔵君) まあ、これは決して工場進出だけではないんだろうなというふうに思ひます。工場進出しているというのは、非常に目に

見えて分かりやすい重要な事例だと思いますが、いろいろな形で経済活動そのものがインテグレート

されている。そのために、直接投資をするというのも一つの形でありますけれども、いろんな形でのノウハウ、人と物の交流、やり取りというのがいろいろな形で活発化しているわけでありますし、

情報の交流が増えれば、必然的にそれに伴う物の移動もある程度やつぱり増えてくるということもあろうかと思います。工場進出等々、非常に大き

な要因だと思います。それから、それに加えて、より全体的な経済活動そのもののインテグレー

ションというのがあると思つております。

○藤本祐司君 麻生大臣にお聞きしたいんです

が、これは自分の分野じゃないと思われるかもしれません

が、サービス質問をさせていただいたつもりだったんです。いわゆるICTの発達によつて、いわゆる

インターネットによるオンライン取引とか、そういうものが割と個人個人で簡単にやれるようになつたというので、大量輸送しなくとも本当に

ちっちゃな、こう世界じゅうで動くようになつて

きているということが、結局その国際エクスプレ

ス便の拡大というのに相当役に立つてゐるんじや

ないかなというふうに思いまして、総務省としてはTPGと申し上げたことは一度もございませんの

で、なぜTPGを選んだかという説明はしたがつ

てできないとということなんですが、私の経営理念

は、これはもう海運業のときからそんなんですか

れども、競争は正々堂々とやると、ただし協業で

きるところは協業すると。一緒にできることは一

緒にやる協業をして、それによる効果というものは、我々自身の生産性向上とコストのダウンに

もつなげるし、お客様に還元すると、こういうこ

とでやつていてます。

国際物流の展開については、いろいろ新聞等々

でお話があるとおり、オランダのいわゆるインテ

グレーターのTNTポストグループの、TPGとの提携というのが例の八月の八日で解散した段階

でいつたん、白紙と言つていいのかどうかちょつ

と分かりませんけれども、そういう段階に戻つて、再度、日本あるいはヨーロッパとの企業の包

括提携をするということになつてゐるんだろうと

うふうな基準で考へてゐる最中であります。

そうすると、陶磁器買つたりガラス買つたりし

たときに、小さくそこにゆうパック取扱店と書い

てあつたら、こつちに頼んだら絶対壊れぬなど、

信頼関係がありますので。これで頼んでくれと言

うと、向こうの人はそれで商元が、売れますから、

そうすると、そつちで使わしてやることを認めて

やれば、日本のお客はそれをぼそつと一ダース

買つて送つてくれる。ほとんど壊れず来るであろ

うといふ信頼関係というのは、いわゆる普通の話

され

ています。

昨日のこの特別委員会の中でも、その辺りにつ

いて質問があつたかと思うんですが、もう一度

ちょっとそこを。あとそのとき、情報によれば八

月の段階であともう調印だけだつたというよう

なことを言われてゐる方もいらつしやるということ

だつたのですが、なぜここでTPGを選んだのか

ということについては、ほかにもいろいろインテ

グレーターがある中でなかなか言いにくいところ

かと思ひますが、いろいろいろいろあるかと

いふことについては、ほかにもいろいろあるかと

○藤本祐司君 ただ、この間の通常国会のときも、およそのこの方向性といいますか、ビジネスモデルといふんですかね、それが決まっているというようなことも御発言されていたと思うんですが、国際エクスプレス便と先ほどからずっと話があつて、それが拡大しているということなんですが、これ今の段階で、海上輸送といいますか、そういう部分を含めて、やはり総合的な物流というのを、国際物流を考えていらっしゃるんでしょうか。

○参考人(生田正治君) お答えします。

輸送手段としてはすべて排除いたしませんけれども、海運業出身の私が言いづらいですけれども、エクスプレス便といいますと、ちょっと船に載せますと日数が掛かりますから、ほとんどはやはり航空機を利用していくことになると思います。

○藤本祐司君 この前の通常国会のときに、この事業、国際物流に関してのFSについて、前提の置き方がおかしいじゃないかということを私は申し上げました。収入についてはインテグレーター、支出についてはフォワーダーというのとは思いますが、その話をするとまた平行線になると思いますので今日はしませんが。

逆に、今お考えになつていて、生田総裁がお考えになつていて、まあ話は全部言えないかもしれませんですが、お考えになつていてるビジネスモードを進めていくためのいわゆるFSですよね、事業性、採算性のチェックというのをされているんだろうと思いますけれども、そのときの前提の置き方というのはどういうふうに前提を置いていらっしゃるんですか。この間は、収入はインテグレーター、支出はフォワーダーという形になつてしまつたけれども、今回はどういう形でFSを、もう結果までは申し上げませんが、前提の置き方がこれ非常に重要なものですから、それについてちょっと教えていただきたいと思います。

○参考人(生田正治君) お客様に魅力を感じてい

ただけるサービスというのは、入口から出口まで、例えば東京から出すなら東京で出して、ニューヨークで受け取るならニューヨークで受け取る、そこまで一貫して責任持ってサービス提供できるかどうかなんですね。それが、国際的な四大インテグレーターは無論、ほかの連中も、法的にできるから日本にもどんどん乗り込んできて日本で構築して、ピッチャー、キャッチャーモードでやりうかなんですね。

ただ、私どもは、公社法によって、日本から投げられるピッチャーはできるんだけれども、キャッチャーモードはできないんです、自分で。だから、国際的にこれは勝負にならないんで今一方的に乗り込まれて苦労している。それを、やはりピッチャー、キャッチャーモードができるようにしてくださり、その意味では、フォワーディング的な業務も極力自分でやるし、より専門的なものを、ピッチャーである例えば日本国、キャッチャーモードで、その意味では、フォワーディング的な業務も極力自分でやるし、より専門的なものを、ピッチャーである例えヨーロッパならヨーロッパ、その逆もあります。ヨーロッパがピッチャーで日本がキャッチャー、そこでより専門的な業者と協力した方が有効であるという判断をすれば、フォワーダーであろうとあるいはトラッカーであろうと、有効なところは提携を深めて一つの商品をつくりたいと、こう考えております。

○藤本祐司君 特に、じやFSで、設定条件こうだということはなかなか、やっぱりそのフォワーダーなりインテグレーターの要素を加味しながらやつていただこうことで解釈するしかないですよ。

やるとすれば、一つの、できれば、まだ交渉中ですから何とも言えませんが、ジョイントベンチャーをよしなば組むとすれば、それが今度は一体となつてピッチャーからキャッチャーモードで、そういう方が現場を持つてやることには補完的に他の業者の方にも入つていただけます。いわゆる本業の部分でない部分というか、本業といいますか、今までとは、本業ではなかつたキャラ会社であり、ひいてはそのジョイントベンチャー会社をつくつて、日本では私どもであるし、半分はその一緒に組む相手の方であると、こういう格好になると思います。

だから、主役としては私どもだと思つていただけで結構だと思います。

○藤本祐司君 多分、FSやるときは数パターン、何パターンもシミュレーションやらながら、それが一番いいのかというので交渉されていくんだろうなというふうに思うんですが、事業というのは、いわゆる経営形態、民営化、民間会社がいるのか公社がいいのかという、その経営形態だけが重要ではなくて、もう御存じのとおり、その経営陣の資質とか能力とか、あるいは現場の方の資質とか能力が重要であるということはもう間違いないことなんだろうと思います。

小泉総理も、厚生大臣だったときに、前回も紹介させていただきましたが、これは介護サービスのときに、郵便局員に介護サービスの研修させる、あるいは介護サービスに従事させるというのは全く別問題だと。郵便局員は郵政三事業のサービスで精一杯だと。それに余分なサービスなり研修なりをさせるというのは、本人の特性もあります、適性もありますよと。そして、何よりもこの介護事業に意欲的な人でないと困ってしまいます。これは、その意味では努めて十年後にはこのぐらいの姿になつているというような形での数字をお示しをさせていただいているところは基盤を築いていくつていただいて、我々がその採算性の試算で示しているのも、その意味ではやつていただくということがこれ当然のことなが重要であるというふうに思つております。

その意味でも、移行期間の間に徐々にしつかりとその基盤を築いていくつていただいて、我々がその意味でも、制度設計上はしつかりとした時間が取れるように、しっかりと支えができるようになればなりの配慮はしているつもりでございます。

○藤本祐司君 そうでも言つてもなかなか難しいんだろなとは思います。

やはり生田総裁のように物流の専門家の方ばかりだつたらいいんでしょうかけれども、なかなか今この郵政公社の方、全く別の事業でござりますので、そういう方が現場を持つてやることには非常に大変なのがなとうふうに思つていまます。いわゆる本業の部分でない部分というか、本業といいますか、今までとは、本業ではなかつた部分をやることになるわけなので、それによつてうことは、もう世の中、山ほどあるわけなものでしかね。その辺が大丈夫なのかなというのはかなり懸念があるんですねが、大臣、どう思いますか、竹中大臣。

それはすべて、その意味では職員の方々に懸かつてこられるわけですから、その意味でのしつかりとした期間を設けて、しつかりとした準備をして、そしてしつかりとした体制、経営体制の下でやつていただくということがこれ当然のことなが重要であるというふうに思つております。

○國務大臣(竹中平蔵君) 新しい事業に進出するというのは大変、もちろん一方で希望はあるわけですが、大変大きなやはり壁を乗り越えていかなければいけないという面があるんだと思います。

竹中大臣。

それはすべて、その意味では職員の方々に懸かつてこられるわけですから、その意味でのしつかりとした期間を設けて、しつかりとした準備をして、そしてしつかりとした体制、経営体制の下でやつていただくということがこれ当然のことなが重要であるというふうに思つております。

○藤本祐司君 特に、じやFSで、設定条件こうだということはなかなか、やっぱりそのフォワーダーなりインテグレーターの要素を加味しながらやつていただこうことで解釈するしかないですよ。

○参考人(生田正治君) もしAというインテグレーターが組む相手といったしますが、それは欧米のところである可能性も強いし、ひょっとしたら、その国土交通省との連携というのも多分今後大きくかかわってくるんだろうなというふうに

思つているんですけれども、実際に物流会社、いろいろフローワーダーとか見ても、いろんな子会社をやっぱりつくっているんなサービスを分社化していくというようなやり方をされているんだらうういうふうに思いますので、北側大臣、ここでお約束していただきたいんですけどれども、いわゆる、これが国土交通省の管轄になるのかどうかちょっとそれは分かりませんけれども、物流子会社を一杯つくって天下り先と、天下りをさせるというようなことはしないようにしていただければという思いが強くあります。やはり、天下りをして物流子会社を一杯つくっていくことになつてしまふと本末転倒の話になつてしましますので、是非ともそこはよろしくお願いしたいと思います。

時間がありませんので、次の質問なんですが、万国郵便条約との関連について郵便法の改正をちょっとお聞きしたいんですけど、実は来週火曜日、麻生大臣、総務委員会で郵便法の一部改正が審議されることになりました、私も質問に立たせていただくことでちょっと調べていたんですけどれども、その中で、いわゆる万国郵便条約の第十条などで、通常郵便物及び二十キロ以下の小包というのがあまねく配達されなければいけないような形でユニバーサルサービスを規定しているんですが、今度の法改正によって、改正郵便法第十四条で郵便物の種類が、小包が除外されているんですね。確かに、万国郵便条約の第一条で、いわゆる国内事情を勘案して関係する郵便業務の範囲を定めるとかいうふうにもされているんですけどれども、この小包の取扱い、これ有識者会議でも議論があつたと思うんですけども、もう一度ちょっとこれよく分からないので教えていただきたいんですが、小包をユニバーサルサービスから外した理由ですね。たしか前回の通常国会のときにも竹中大臣お答えになつていらっしゃると思うんですけど、あれを読んでもちょっと意味が分からなかつたものですから、教えていただきたいと思います。

委員御指摘のとおりでございます。
我々がじやどうしてそのように判断をしたかと
いうことでございますが、まず小包郵便物につい
ては、一部の宅配事業者が、つまり民間で既に全
国集配ネットワークをおおむね完成させていると
いう現状がございます。こうした中、全国的に事
業展開する中で、日本郵政公社においても、書状
が減少する中で健全経営の確保のためにはこの小
包の分野で事業の拡大をしていかなければい
けない。そうすると、いわゆる民間とのイコール
フツティングを確保してしっかりとやっていただ

その意味では、既に民間ではそういったネット
ワークが完成していることもあり、国民の利便に
問題が及ぶことがないんだから、経営の自由度を
増してそして競争していただきたい、競争を通し
て更に国民の利便が高まるようにしていただきた
いと、それが基本的な考え方でございます。

○藤本祐司君　一国郵便条約というのは、基本的
には国際郵便を規定しているものであつて、国内
郵便を規定しているものではないというふうに解
釈できると思うんですが、ですから小包を含む国
際郵便についてはやはりユニバーサルサービスを
確保しなければならないという解釈が成り立つん
だろうと思いますが、となると、理屈としては、
郵便事業株式会社はいわゆる国際小包だけに関し
てユニバーサルサービスを確保すればよいという
ことになるんですね、法律上の解釈としては。そ
れで正しいんでしようか。

○國務大臣(竹中平蔵君) そのとおりでござります。
○藤本祐司君 となると、その郵便事業が取り扱う小包の中に、例えば山間へき地のある場所があつて、ある場所があるとした場合に、中国からそこに届く国際郵便は確実に届くんだと、だけれども、例えば私の静岡県の伊豆の干物をお送りしようというふうにいつでも届かない地域が出てしまってはそういう解釈になるんでしょうか。
○國務大臣(竹中平蔵君) そのようなことが現実にあるかどうかはともかくとして、解釈としてはそういうことだと思います。
○藤本祐司君 実際には郵便、郵政公社とあるいは宅配事業者というのが連携しながらやっているということになるので、手助けを受けて配達しているということになることは、外から来た分は要するにちゃんと届くわけですよ。ということは、ネットワークがある程度確保されていて、国内の郵便小包も届くという結果にならないんでしょうか。国際郵便も届くし、結果としてネットワークがあるので国内郵便も届くことになるということにはならないですか。
○國務大臣(竹中平蔵君) 現実として我々考えておりますのは、これは民間においても既にそういうネットワークが確立をしている。私は、ゆうパックのシェア拡大、これから取り組んでいくわけですが、郵便公社が小包、郵便物の全国サービスを実施しなくなると、そういう想定はしていないわけでございます。これは民間でもそういうサービスができるだらうということを想定してこの制度をまずつくつておるわけでございます。

一つのその極限状況の議論として、法律の解釈論として今委員そういうお尋ねだというふうに思いますが、じゃ現実はどのようになるかというふうにもし問われるのでございましたら、これは当然のことながら、既に民間でもそういうサービスを行っている。法律的な義務を外しても郵政、郵便会社は当然のことながら、むしろ競争に勝つためにそういうサービスは続けていくだろうというふうに考へておられるわけです。

○藤本祐司君 先ほど、今の御答弁の中で、現実的にはゆうパックなりはきちっと国内分であつても届くんだということを言われておるわけですよね。現実そぞうだと思うんですよ。ですから、そうであれば、わざわざ小包を外して、いわゆるあたかもこう民間事業者とのイコールフルティングになるんだというような言い方というのは、どうもちょっと納得いかないなという。

要するに、もう既に絶対あることなんですよ。実際にはサービスができておるということなのに、わざわざ外して、あたかもこうイコールフルティングでありますよと、あるいは民間会社の自由度を増しますよということを言われるのは、これはあつてもなくとも、その小包を入れても入れなくとも多分結果が同じなんじゃないかなと思うんですね。結果が同じであれば、むしろ小包というのをきちんと入れてあつた方が過疎地域の方々とか島嶼、島の方なんかは安心できるんじやないかなというふうに私は思つて、これは何かとてもこう、何か正しいことを言つているかのようなんですが、実は何かだましのテクニックに入つてしまつてあるような気がしてならないんですけれども、それは恐らく平行線で、多分意見は合わないと思ひますけれどもね。

そういうところを私はさつき、国際物流も含めてなんですけども、基本的に前回も指摘させていただいたんですが、これだけはこうできますよ、これはこういう意味ですよというのを、例えば公務員の問題についても国家公務員に入れるか、税金の使い方我々変わるわけではないんだけれど

ならないと、そのバランスを取るというのが重要な役割でありまして、これは行政の判断をするに当たつて有識者の中立的、専門的意見を踏まえたようによるための仕組みであります。

具体的には、業務拡大を行うとき、主務大臣がその認可を行う際に意見を述べる、三年ごとの統合的な見直しについて本部長に意見を述べるということになります。

その人選が重要だという委員の御指摘はもう誠にごもっともで、これまあ、我々今まだ法案御審議いただいておりますけれども、この法案を成立させていただけるということであるならば、それを踏まえてそうした体制をしっかりと責任を持つてつくつていかなればいけないと思つております。

重要な点は、やはり判断の中立性、公正性が確保されなければいけませんから、直接の利害関係者を任命するのは適切ではないというふうに思います。直接の利害関係者の範囲をどういうふうにするのかというようなことも含めて、今後是非しっかりと議論をしていかなければいけないと思つております。そういう識見を有する方、中立的、専門的な意見がしっかりと述べられる方でないと、これは世間も納得しないと思ひますし、何よりも民営化された郵政がうまくいかない。それは責任を持つて対応するつもりであります。

○大久保勉君 先ほどの確認なんですが、つまりガバナンスが非常に重要であると、で、利害関係者を排除するということですから、やはり官から民に本当に移行するんでしたら、郵政公社のガバナンス、若しくは郵政公社の経営首脳と完全に分離して新しい会社をつくる、新しいガバナンス体制をつくることが重要であります。このことに対してお約束できますか、若しくはそういう意向ですか。お願いします。

か与えないかと、そういう問題になつてしまふんです。もし与えて、もしそのことが原因でこの金融機関が破綻した場合は金融庁さんの責任じゃないかと思います。ですから、民営化であるために、全く新しい会社をつくり、新しい会計としてスタートさせる、すべて時価評価ですべきぢやないかと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君)　このことに関して、竹中大臣の御所見、もう一度伺います。

して、会社に負の遺産を引き継がせてはならぬい、それはもう私は、委員の問題意識は誠に正しいというふうに思います。

そのために我々は、有縦会社を常に有縦する者産、負債について、その評価を評価委員制度によつて行うということを明確にしているわけでござります。そして、そこでは、一般に公正妥当と認められる会計基準、これが大原則である。そして、施行日現在における承継財産の時価を基準とする時価評価を原則とする。一方で、時価によることが適当でないと認められるもの、これ正に会計基準の中でもそういうものがあるわけですから、それについては承継財産の時価によらない、もうあくまでも我々は、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づく、そしてそのことを評価委員制度できつちりと行うということでございま

正に、民間企業の分割時の承継資産の評価を念頭に置いて、我々はそれと同じことをやろうとしているわけでございます。このような場合、いわゆる単独新設分割の場合には、これは分割前後まで、分割の前と後で企業の実質的な支配関係に変化がないということから、つまり売買処理法を適用しないで簿価引継ぎ法が適用をされるというふうに承知をしております。

正に、今のある法律の枠組みを非常に純粹に適用していくと、我々の方法になるのではないかということを是非申し上げたいというふうに思つております。そうすることが決してその民営化の

趣旨に反することではございませんし、これまでのいろんな道路公社等々の民営化におきましてもこれと全く同様の方法が取られてきたというふうに承知しております。

○大久保勉君 非常にもつともらしい説明なんですが、非常に、会計若しくはMアンドAの専門的な観点から考えまして、三つの問題点がありま

一つは、民間で普通どおりやっています。つまり、一つの問題は、同一企業内でだつたら使うますと。ところが、今回は郵政公社と新会社は同一会社じゃないはずです。もし同じだつたら本当に意味の民営化に、えせ民営化になりますから、そこが重要です。ですからこの方式は使えません。つまり、別企業間の取引でしたら売買手法になりますて、すべて時価で評価すべきだと私は田います。

第二点。評価委員会がある、評価委員会を法律上

で決めた、だからそこで公正にできると。何を評価するか。時価があるもの、時価の評価に関しては、それは私もすべきだと思います。ただし、このものに関しては時価評価をするのか若しくは簿価を使うのか、この判断基準は評価委員会に委託することとは私はできないと思っています。これは企業会計原則という会計の方法でやるべきです。これが民間の方法です。ですから、要は、いいところは民営化、悪いところは官を使うと。ですかね。非常にいい加減な法案なんですね。これが第二点です。

第三点は、どうしてこのことを問題にしているかといいましたら、満期保有目的債券百兆円といふのがあります。これは郵政公社の中の最も大きい資産であります。郵貯の中で約二百二十兆のうち百兆円あります。これは国債若しくは社債であります。そして、売ることも一切ならないという商品です。ですから、これは満期まで持っているから時価評価はする必要がないという考え方であります。ところが、郵政公社から新しい会社に実際は運営転換するということですから、売買しているんかい

す。ですから、ちゃんとしたそのときの時価で評価すべきなんです。

どうしてこのことを言うかといいましたら、もしこうから金利が二%上がつていましたら、この債券は恐らくは八兆円程度の損失があると出てきています。会計上は全く損失は出ませんが、含み損として八兆円です。恐らく、骨子の計画によりま

すと、二・五兆円の資本しか持っていない郵便貯蓄銀行が八兆円の含み損を持つていましたら、銀行として立ち行かないと思います。会計処理上は問題ないといいましても、新銀行としては非常に危険な状況にあります。

じゃ、金融庁に質問します。もしこういった会計処理上は百歩譲って問題ないとしましても、含み損が八兆円あって実質的には四兆円の債務超過の銀行がみななし免許を申請してきましたら、認可しますか。伊藤大臣、お願いします。

○國務大臣(伊藤達也君) この点については、前

回の委員会でも御指摘があつて、ある種の今の委員の御指摘は仮定に基づいた御質問でございますから、重ねて恐縮でございますけれども、そのことに対するコメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、竹中大臣が繰り返し御説明をされていているように、法案に示された枠組みの下で、承継計画に基づき適切な資産の切り分けや自己資本の配分が行われることになり、郵便貯金銀行の財務の健全性が確保されることになると考へております。

さらに、民営化後において資産、負債をどのように

うに管理、運用するかと、その時々の経済情勢等を踏まえ、郵便貯金銀行の経営判断によることとなります。リスク管理の在り方についても適切に対処されるものになると想っております。その上で、金融庁といいたしましては、金融機関の業務の健全性かつ適切な運営の確保を図る観点から、検査、監督を通じて経営の健全性の確保に努めているところであります。郵便貯金銀行につきましても、適切な検査、監督を行うことによって経営の健全性の確保に努めていきたいと考えております。

○大久保勉君 金利が二%上がるることは仮定だから議論できないということ、こういうふうに承知しました。しかし私は、これは仮定というよりも、将来のリスク分析として是非とも考慮すべき問題であると主張します。といいますのは、根拠があります。

すと、三十五兆円の信用リスク控除後のアセット、資産を積み増しますと。そのときの前提としては、GDPが十年間で一・五%増えますと。参議院の本会議で、どういう状況ですかと尾立委員が質問したところ、竹中大臣は名目GDPが四%半ばの状況ですということなんです。これは非常に重要なコメントでありまして、この試算を作るときに、二十一世紀、政府が作っております試算とともに、としまして、長期金利といいますのは名目GDPとイコールであるということを言っているんですね。ということは、もう政府自身も十年間で平均四・五%ぐらいの金利になるでしょうと。今、長期金利は一%半ばです。三%金利が上がることを前提にして骨子が作られているんです。

ですから、この仮定を使つて私は、三%も金利はすぐには上がらないですから、じゃ二%は二〇〇七年十月まで上がっている可能性はありますねと。だつたら、その場合に、こちらのディスクロー・ジャーナルによりますと、〇・一%金利が上がつたら四千億以上の損失がありますと、じゃ二%だつたら八兆円損失になるでしようと。一つ一つ積み上げています。こういう状況に関して、二〇〇七年十月に本当に新会社に資産を移すことができるんでしょうか、また、そこのみなし銀行免許を与えることができるのか、極めて重要な問題です。

じゃ、もしこの法案が通つたとしましても、資産内容が悪化して、みなし免許を与えることができないどうなります。じゃ竹中大臣、ここは通告しておりませんが、もみなし免許を郵政銀行が取得できなかつた場合に何が起りますか。

員、非常に専門的な知識に基づいて、いろいろと仮定を置かれていろんな御質問をしておられまして、その一つ一つに明確にお答えするのはなかなか難しい面もあるんですね。是非、今まで御指摘の点で是非少し申し上げたいのは、まず同一企業内の売買であるからということを議論の出発点にしておられますけれども、我々は、これは資産、負債を承継するというふうに申し上げているんであります。承継計画で資産、負債を承継する会社が当てはまるということを私たちは重ねて申し上げているわけでございます。

繰り返しますが、これは道路公団等、過去の民営化、分割・民営化等々で行つた場合と全く同じです。今回も特別なことをやつているわけではなくて、過去と同じようにルールに基づいてやらせていただいているということでございます。

満期保有のことについて、これ、基本的には満期保有の債券を簿価評価しているということを委員は大変注目しているというか、懸念しておられるわけですが、これは、一般に公正妥当と認められる会計基準というのは、要するに金融商品に関する会計基準等があるわけですから、これは、満期保有債券については時価ではなく償却原価で貸借対照表に計上するということにされているわけです。

この一般に公正妥当と認められている基準に対して大久保委員は反対の御意見をお持ちであると

いうことはよく分かります。しかし、これは恐らく学説的にもいろいろあるんだと思いますが、今正に公正妥当と認められて存するもの、私たちが遵守すべきルールではこのようになつていいという事実は、やっぱり私たちとしては当然のことながら重視をしなければなりません。

その上で二%の金利上昇の話でございますが、これ、大久保委員、前回も、前回だつたか前々回だつたか同様の御懸念をいただいたわけですが、申し上げたいのは、委員はお詳しいからもうお分かりだと思いますが、基本的にはこれ、資産の一

つの項目についてだけその変化を議論するというのではなく、非常にミスリーディングになるのではないかと思われる面もあるんですね。是非、今まで御指摘の点で是非少し申し上げたいのは、まず同一企業内の売買であるからということを議論の出発点にしておられますけれども、我々は、これは資産、負債を承継するというふうに申し上げているんであります。承継計画で資産、負債を承継する会社が当てはまるということでございます。

繰り返しますが、これは道路公団等、過去の民営化、分割・民営化等々で行つた場合と全く同じです。

しかし、我々は、委員おっしゃるように、スト

レステストといいますか、変化に対する感応度は見ております。その感応度を見た結果、これ、一

方で金利が上がることによって不利に、収益上不利になる面もありますけれども、運用益が上がつて有利になる面もあるわけですから、そういうこ

とをトータルで試算した場合には、それは懸念されることは大きな大きさではないと。それについても骨格経営試算の中の一部としてお示しをさせていた

だいて、そのことは我々も認識した上で今回の全体のスキームをお示ししているところでございま

す。

○大久保勉君 竹中大臣の特徴としましては、いろいろな、前回の話なんかでも、都合のいいところだけとらえています。

じゃ、一つだけ言います。
まず、三つ反論があります。

一つ、仮定の上の仮定。その仮定といいますのは、つまり政府が作った仮定をベースに私が計算

して民主黨さんがそういった今後の取支を計算するに当たりましても同じような考え方を取つてお

ります。これは私たちがお答えできる範囲で真摯にお答えをさせていただいておりますけれども、その

意味では、私は認識は共有のものを持っているのではないかなというふうに考えております。

それと、これは本当の民営化ではないのではな

いかという二番目の御指摘ございましたですけれども、これはもう言うまでもありませんけれども、我々は、国が一〇〇%を保有する持株会社

と、そしてその下に保有する四会社に分割する

と、そして三つの会社については特殊会社にして、そして郵便貯金銀行と保険銀行については一

般の会社とする、そして株式を売却して民間に保有していくだけ。正に民間の、冒頭委員がお尋ねになつた民のガバナンスが利くような会社にしていくわけありますので、その意味ではこれは紛

れもない民営化であります。今のその会計の手続が民営化に反するというふうには、これは私は

考えておりません。

繰り返しになりますが、過去における分割・民

営化の場合も同じような手続を取つていいわけでありまして、これは私はその時々においてしっか

ります。

すよということを言つてはいますから、政府が作つたことに對して一つ一つの事実を計算したことあります。これを是非とも訴えたく思います。

次に、公正妥当な会計処理を自分たちはやつ

います。政府は考えています。私は、業界の専

門家、M アンド A の専門家に今回のケース、ヒア

リングをしました。つまり、同一企業間の会計処理に関してはそうだと。ところが、多くの人は、

いや、郵政公社と新しい会社というのは別会社だ

から同一グループじゃないと。同一グループにも

するんだつたら、それは本当の民営化じゃない

から、いわゆる官製の飛ばしじゃないかと、飛ば

しですよ。このことに対しても非反論してもらいたいです。

三番に、竹中大臣は、大久保委員は資産サイドしか見てないと、負債サイドは見てないじゃないですかと。前回の質問に御出席の方は覚えていらっしゃるかもしませんが、もう少し詳しい分析をしました。つまり、郵政公社の、郵便貯金銀行の負債サイドというのは定額預金でありますから、二%金利が上がった場合、資産サイドと同じように並行的に損益はぶれませんと。資産サイドは、八兆円損失になります。負債サイドは八兆円の利益が上がりません。なぜならば、定額預金というのを専門用語でいえども、プラットオプションを売つています。いつでも解約自由なんですね。ですから、そういった資金流出リスクがありますよと、こういうことを切に訴えているんです。

これは専門家が非常に気にしている部分です。ここを軽く考えない方がいいです。つまり、郵政

民営化法案が通つても、実際に民営化する前に、

あります。ですから、これは竹中さんの仮定です。

若しくはした後に破綻してしまうというリスクがありりますから、是非政府の責任者としてそのリスクを考えるべきだと思います。

金融庁、伊藤大臣に対しましては、是非とも一

番最初の項目で、つまり政府が作つてきた仮定で

私が計算しましたから、政府が作つてきた仮定で

時銀行のみなし免許は与えられますかと、どう

ですかと。もし債務超過の新しい新規銀行が免許を申請しますと、免許を与えないと私は、民間銀行だつたら絶対に与えないと思います。もし与えるとしたら、これは本当の民営化じゃないと思います。飛ばし民営化です。

臣、最後の点、よろしくお願ひします。

○國務大臣(竹中平蔵君) 試算についての質問を

してあるんだ、全くそのとおりで、それに対しても答えてさせていただいているつもりでございま

す。

ただ、私の認識では、この金融の部分につきま

しては民主党の試算においても同じような前提を

置いておられたと思います。これは、したがいま

して民主党さんがそういった今後の取支を計算す

ます。

これは私たちがお答えできる範囲で真摯にお

答えをさせていただいておりますけれども、その

意味では、私は認識は共有のものを持つてゐるの

ではないかなというふうに考えております。

それと、これは本当の民営化ではないのではな

いかという二番目の御指摘ございましたですけれども、これはもう言つまでもありませんけれども、我

々は、我々は、国が一〇〇%を保有する持株会社

と、そしてその下に保有する四会社に分割する

と、そして三つの会社については特殊会社にし

て、そして郵便貯金銀行と保険銀行については一

般の会社とする、そして株式を売却して民間に保

有していくだけ。正に民間の、冒頭委員がお尋ねになつた民のガバナンスが利くような会社にしていくわけありますので、その意味ではこれは紛

れもない民営化であります。今のその会計の手続が民営化に反するというふうには、これは私は

考えておりません。

繰り返しになりますが、過去における分割・民

営化の場合も同じような手続を取つていいわけ

でありまして、これは私はその時々においてしっか

りと認知をされてきた手続であるというふうに思つております。

資産と負債のサイド、負債サイドについて、大変この郵貯というのは定額貯金という難しい問題を抱えているんだという御指摘は、そこはもう私もそのとおりであろうと思います。しかし、負債サイドで何もALMができないということでもこれはないわけで、実際に満期もそれぞれに違う形になつておりますから、そこは私が申し上げているのは、御指摘のような資産サイドで問題はあるけれども、負債サイドも併せていろんな管理が行われていくと、そういうことをトータルに判断しなければいけないのでしょうかということを申し上げているわけでございます。

○国務大臣(伊藤達也君) これは今、竹中大臣が御説明をされておりますように、その法案に示された枠組みの中で郵便貯金銀行の財務の健全性が確保されていることになつていていうふうに思います。

これはもう重ねての答弁になりますが、満期保有債券の問題につきましても、これも竹中大臣がお話しになられましたが、一般論を申し上げれば、金融機関は一般に公正妥当と認められる会計基準に従つて、そして適切に会計処理を行う必要があると考えており、満期保有債券については簿価、償却原価で評価をされることになります。その上で、私どもいたしましては、銀行法に基づいて、そしてこの郵便貯金銀行についても銀行法の審査基準に基づいて適正に審査をしていくと、それを認可プロセスの中で確認をしていくということになります。

○大久保勉君 こちら、伊藤大臣の答弁に関しまして非常に重要な問題としましては、現行の会計上含み損が見えてこないと、これは実質含み損があるというのは、新規に銀行免許を与える場合に極めて重要な問題です。実質的なリスクです。ここに関してちゃんと見ていかない限りは、最終的にはその銀行が破綻した場合に税金を投入することがあります。金融行政として極めて重要な問題

だと思います。

じゃ、非常に分かりやすい例で言いましょうか。ある銀行があります。で、含み損がある状況がありまして、新会社を、新銀行をつくる、子会社をつくりまして、含み損がある満期保有債券を全部移します。そこで新銀行に、金融庁さんは非会計処理上は含み損がありませんと、実質は損がありますけれども、銀行免許をくださいといった場合に免許は与えることができますか。私は、与えることはできないと思います。そうしません

と、その銀行は行く行くは経営が立ち行かなくなつて預金保険機構のお世話になると、国民の税金を使つてしまうと。ですから、実質的なリスクというのを検査すべきだと思います。特に、新設の場合には、たとえ国営、私はもう国営と思います、これは、国営銀行でありますても、きつちり見ない限りは本当の意味での民営化銀行だとは言えないはずです。

伊藤大臣、もう一度この件に関して、政治家として伊藤大臣の考え方を教えてください。これは金融界の皆さんを見ていると思います。資本市場が見てています。やはり、「まかさないでください」といふことです。

○国務大臣(伊藤達也君) ごまかしているわけではありませんで、会社分割時の承継財産の評価はございませんで、会社分割時の承継財産の評価

においては、当該子会社が分割された会社の帳簿価格を引き継ぐことが一般的な会計慣行になつており、平成十八年四月一日以降に開始される事業

年度から適用される企業結合会計基準においてもこの取扱いは変更されていないということになります。

重ねてになりますけれども、企業会計結合基準はあくまで新設分割により子会社を設立した場合等の会計処理の基準を定めたものであり、会計基準は、御指摘のような含み益と含み損のある満期

保有債券を単純新設分割により二つの会社にそれぞれ移転する場合にも、それぞれの子会社において帳簿価格が引き継がれることになると考えております。

○大久保勉君 重ねてになりますけれども、企業会計結合基準は、政府の機関なんですね。ですから、政府のところでは、政府の機関がどういうふうになつているのかと、ということを彼は尋ねているわけですよ。ですから、そのことに対して政府が、見通しとしことにござります、先ほどの大久保委員のお話につきましては。

○櫻井充君 個別金融機関とおっしゃいますが、これは政府の機関なんですね。ですから、政府のところでは、政府の機関がどういうふうになつているのかと、ということを彼は尋ねているわけですよ。だから、そのことに対して政府が、見通しとしことにござります、先ほどの大久保委員のお話につきましては。

○國務大臣(伊藤達也君) これは、満期保有債券を時価評価をして債務超過になつた場合と、そう

した仮定でありますので、私どもは、先ほどからお話をさせていただいておりますように、この満

期保有債券につきましては、一般に公正妥当な会

計慣行に基づけばこれは帳簿価格ということであ

りますので、償却原価ということでありますか

ら、そうした観点からすると、そうした仮定につ

非第四回、第五回の質問の機会がありますようになります。私が危惧していることが実際に起こらないことを願いまして、私の質問を終了します。

民主党の最後のバッターになるんでしようか、質問させていただきたいと思いますが。

伊藤大臣、これ、ちょっと通告外のことであつたのですが、先ほど大久保委員の質問に対して、恐縮ですが、余り答えられないというお話をされました。仮定の話はこういう場合に出てこない定というのがありますね。これ、罰則規定は、じゃなぜ設けることになるんですか。大臣の御発言ですと、仮説の話はしないんだということになると、罰則規定というののは要らないことになりますよ。

○国務大臣(伊藤達也君) これは個別金融機関のことに当たりますので、そのことについて私どもとして具体的なコメントをすることについて差し控えさせていただきたいと。そうした今までの考え方方に基づいて今のお話をさせていただいたといふことでござります、先ほどの大久保委員のお話につきましては。

○櫻井充君 個別金融機関とおっしゃいますが、これは政府の機関なんですね。ですから、政府のところでは、政府の機関がどういうふうになつているのかと、ということを彼は尋ねているわけですよ。だから、そのことに対して政府が、見通しとしことにござります、先ほどの大久保委員のお話につきましては。

○國務大臣(伊藤達也君) まあ、ほかの質問があるので、時間が余つたらこの質問をもう一回さしていただきたいと存じます。

○櫻井充君 まあ、ほかの質問があるので、時間が余つたらこの質問をもう一回さしていただきたいと存じます。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

○國務大臣(伊藤達也君) これは、満期保有債券を時価評価をして債務超過になつた場合と、そうした仮定でありますので、私どもは、先ほどからお話をさせていただいておりますように、この満期保有債券につきましては、一般に公正妥当な会計慣行に基づけばこれは帳簿価格ということでありますので、償却原価ということでありますか

ら、そうした観点からすると、そうした仮定につ

いてお答えすることについては適切ではないと、答弁を差し控えさせていただきたいと、そうした観点から先ほどの大久保委員の御質問についてお答えをさせていただいたと、いうことでございま

す。○櫻井充君 システム上の整備がされない場合とか、そういう仮定は議論されていますね。なぜこれは、仮定は議論されないんですか。

○國務大臣(伊藤達也君) 先ほどの答弁の繰り返しになつて大変恐縮でございますけれども、先ほどの大久保委員の御質問は、満期保有債券が時価評価をした場合に債務超過になると、そうした場合にみなし免許というものが付与できるのかどうかと、こうした御質問がありましたから、これは一般に公正妥当な会計慣行ということを考えた場合には、先ほどからお話をさせていただいておりますよ。

○櫻井充君 システム上の整備がされない場合とか、そういう仮定は議論されていますね。なぜこれは、仮定は議論されないんですか。

○國務大臣(伊藤達也君) 先ほどの答弁の繰り返しになつて大変恐縮でございますけれども、先ほどの大久保委員の御質問は、満期保有債券が時価評価をした場合に債務超過になると、そうした場合にみなし免許というものが付与できるのかどうかと、こうした御質問でありますから、これは一般に公正妥当な会計慣行とすることを考えた場合には、先ほどからお話をさせていただいておりますよ。

○櫻井充君 まあ、ほかの質問があるので、時間が余つたらこの質問をもう一回さしていただきたいと存じます。

○國務大臣(伊藤達也君) まあ、ほかの質問があるので、時間が余つたらこの質問をもう一回さしていただきたいと存じます。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

もう一つ、これちょっと済みません、通告外で大変恐縮ですが、道路公団で、民営化されて、役員の方々が同じ職でありながら結局退職金をもらつてはいるということが問題視されておりました。これちょっとお伺いしておきたいんですけど、これがどういうふうになるんだということを、このことについてきちんと触れるというのは当然のことなんぢやないですか。違いますか。

○國務大臣(伊藤達也君) これは、満期保有債券を時価評価をして債務超過になつた場合と、そうした仮定でありますので、私どもは、先ほどからお話をさせていただいておりますように、この満期保有債券につきましては、一般に公正妥当な会計慣行に基づけばこれは帳簿価格ということでありますので、償却原価ということでありますか

ら、そうした観点からすると、そうした仮定につ

○国務大臣(竹中平蔵君) これは、私は全体の中で、先方から会いたいということはあるけれどもそういう立場ではないのでそれをお断りをしていました。だから外国の方からそういう具体的な要望をいただいたこと、そのような場を設けたことはないということを申し上げているわけでござります。

○櫻井充君 それでは、大臣、こちら、陳情なんか何かよく分かりませんが、そのところで何点か、こういう形にしてほしいという向こう側からの要望がございました。この点については、この郵政民営化法案の中ではきちんと盛り込まれていてるんでしょうか。それとも、盛り込まれていない部分があるとすれば、どの点は盛り込まれていなかいんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) いろんな、それこそ商工会議所、保険協会、いろんな要望、陳情があつたと承知をしておりますが、その中で、基本的に例えばイコールフルティングを確保してくれと、それと議論を透明にしてくれと、そのようない般的な要望はございます。これは別にアメリカに言われるまでもなく、日本国内でも、またこの国会でもこれまで議論されてきたことだと思っております。これは正に方向としてはそのようなことを目指さなければいけないと思っております。

個別の例で一番よく分かりやすいのは、アメリカは基本的な立場として、保険の新商品に関して、完全な民有民営が実現されるまで、つまり移行期間が終わるまで、つまり新商品の販売を認めないようにといふようなことを重ねてアメリカは要望をしております。しかし、我々の考え方は全く違っております。公社は最初は、保険会社は最初は公社と同じ業務範囲からスタートをいたしましたが、民有民営の実現に伴つて、政府の影響力が緩和するに伴つて、我々はむしろできるだけ早く経営の自由度を持つていただきたいいろんなことをやつていただきと、そのような制度設計をしておりまして、私から見ると、アメリカが一番強く求めていることと実は我々の内容というのは大き

く違つてることだと認識をしておりま

す。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと、そもそも私の意識の中に、アメリカの要望というものがそれほど頭の中に入つておりますので、そのことを考えて制度設計しているわけではありませんので、ほかにどのような細かい要望があつたということも私は記憶をしておりません。

いずれにしても、郵政民営化は日本国民のためには、日本のためにやつてることでありますので、これはどこの国が要望している云々ということではございません。

○櫻井充君 お手元に資料が配付されているかと思ひますけれども、そこの中の、これは韓国のデータなんですが、まずその前に、ニュージーランドでは金融機関のすべてが一応外国資本の傘下に収められてしまつたと。

そういう中で、お隣の韓国で今どういうことが起こっているかといいますと、これは韓国銀行からの資料でございますけど、都市銀行は一九九九年に外国人の持分率というのが三一・二%であつたものが、二〇〇四年の九月には五七・八%まで増えてきていると。個別行に関して見ると、今後、外國系というのがあって、その中の真ん中にシティバンクとというのがございます。これ元々、シティバンクが韓国に行つたわけではなくて、ある

新生銀行などはモデルケースだとおっしゃいますが、しかし、あそこで問題になつたのは、キャピタルゲインは結局課税もできなかつたと。そして、しかもその新生銀行がやつてきた行為といふのは、融資先を随分減らしていったということもありましたし、本当に国益にかなうのかどうか。確かに、銀行の健全性は増すのかもしれないけれども、その企業なりなんなりの経営に対しても本當にプラスになるのか。これは、企業が立ち直らなければ税収は上がらないわけであつて、税収が上がらない限り財政再建などできるはずがないわけですね。

そういう意味において、本当にこういうやり方現に外国資本に席巻されて問題が起つたので、国として四十億円の出資をして国営の貯蓄機関をつくらなければいけなかつたという事実でござります。そういう意味において、お隣の韓国も例外ではなくて、まあ徐々に徐々ではありますけれども、外国人の持分率が増えてきていると。それで、実は韓国の国会議員の方がこのようないくつかの危機的な状況が始まりつつあるわがままですね。ですから、これは、別に対岸の火事の問題ではなくて、我々のところにでも起つてくる可能性のあることだからこそ心配して申し上げてござります。

例えば、これは個別の名前を挙げるのは差し控えますが、大手のメガバンクを見ても、ある行は外國法人の持株比率が二四%、三〇%、三六%と、それから、あるところは三三%ぐらいでようか。そういう形で、徐々にではありますが、こいつで増えてきていると。そうなつたときに、本当に金融システムが守れるのかどうかといふことが僕は極めて大きな問題になつてくるんだろうと。

新生銀行などはモデルケースだとおっしゃいますが、しかし、あそこで問題になつたのは、キャピタルゲインは結局課税もできなかつたと。そして、しかもその新生銀行がやつてきた行為といふのは、融資先を随分減らしていったということもありましたし、本当に国益にかなうのかどうか。確かに、銀行の健全性は増すのかもしれないけれども、その企業なりなんなりの経営に対しても本当にプラスになるのか。これは、企業が立ち直らなければ税収は上がらないわけであつて、税収が上がらない限り財政再建などできるはずがないわけですね。

改めてお伺いしたいことがもう一点ござりますが、例えば、郵政なら郵政であれだけ三百数十兆円のお金を抱えていて、これが例えば外国の方の手に渡つてしまつた場合に、その資産の運用の仕方が全く違う方向になつていつた場合には、これは日本としては大きな問題になつていくわけですね。ですから、じゃ、そういった格好で外国の資本に全部買収というか、そういう形のことができないのかどうかと、決してそうではなくて、今の制度上では問題なくできるわけですね。

ですから、そうなつたときには、こういう形のことを考えて、もう少し規制なりなんなりする必要性があるんじゃないのかなと思いますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 櫻井委員が前半でお話しさになられた韓国、ニュージーランドの例というのは、これは、ニュージーランドはむしろ積極的に外資導入を行つた結果そういう問題が生じたわけですし、韓国の場合には、多くの銀行がいわゆる財閥系で資本構成が非常に脆弱であったというような背景を受けていろいろな変化が生じていると、いうふうに思いますので、ここはやはりそれぞれの事情、個別事情を勘案しながら、参考にすべきことを参考にすることだと思います。

後半おっしゃられました、しかし日本において、しかもその新生銀行がやつてきた行為といふのは、融資先を随分減らしていったということもありましたし、本当に国益にかなうのかどうか。

確かに、銀行の健全性は増すのかもしれないけれども、その企業なりなんなりの経営に対しても本当にプラスになるのか。これは、企業が立ち直らなければ税収は上がらないわけであつて、税収が上がらない限り財政再建などできるはずがないわけですね。

これに関しましては、まず、金融機関でありま

すから、これは銀行法、保険業法がしっかりと適用されて、主要株主規制というのがございます。

二〇%超の株式に関しましては、これは金融庁、

主務大臣である金融担当大臣、まあ総理大臣でありますけれども、の認可が必要になるということありますので、これは健全な経営、銀行業として、保険業としてしっかりと経営をしてくれる株主かどうかということをそこで判定するというシステムを持つている。それをやはりしっかりと金融行政の中でもやつしていくことだと思っております。

また、いわゆる敵対的買収に関しては、これはもう委員お詳しいと思いますけれども、会社法の整備の中で、どういうやり方がよいのか、今ガイドラインも作られて、そして東証等々でもいろいろな検討が進んでいるところでありますので、民営化を行う段階でベストの方策で敵対的な買収の防止策は講じなければいけないと思っております。その意味でのしっかりとした関与は政府としても行っていくつもりでございます。

○櫻井充君 私はすごく不思議なのは、大臣、竹中大臣、よろしいでしようか。国民の皆さんには今

の制度で本当に不利益を受けているのかというと、必ずしもそうでないんですね、郵政事業に関して言つたら、郵便事業に関して言つても。

ですから、今回の選挙の最中に多くの方とお会いして、今回の郵政事業に皆さん賛成なんですか、反対なんですかとよく聞くと、よく分からな

いといふ答えが多かつたんです。つまり、その内容はよく分かっていないので何とも言えないけれども、何となく郵便局で集めたお金が無駄に使われているような気がするから反対なんですねといふ方はいらっしゃいましたけれども。しかし、実際には郵便事業そのもの自体に、今の制度の中に大きな反対者というのではないのですよ。特に、田舎に行けば行くほど今の制度のままでいいんだという方が随分いらっしゃいました。

そこで、要するに大事なことは、であれば、本当に国民の視点に立つた改革なのかどうかといふことが大事なことであって、どうもお金の流れだけを見てくると、これはこういう形でイニシアチブに基づく米国政府の要望書の中にもこれだけ

取り上げられ、それから竹中大臣あてにアメリカの大臣からこういう形にしてくれといふような要望が来ているということを考えてくると、郵便事業そのものに関しては何もないわけですよ。それは、彼らにとつてみたら何のメリットもないものに関しては全然出てこなくて、彼らの、これは外務省に確認したところ、これはアメリカ政府からしてみれば、この要望書というのはアメリカの国益にかなうからこそ出してきているんだと。それから、対米要望書に関して言えば、これは日本の國益にかなうからこそそういうものを出してきているんだということを、これは外務省に確認をしております。

つまり、そういう点から考えれば、それは外國からすれば、自分たちの國益のためにこういふことをやつてくれと要望するのはこれは当然のことです。これは当たり前だと思ってるし、日本本もそれはもっと強くやつていくべきだと私は思っていますが、いずれにしても、その内容が

その内容が本当に国民の生活のためにプラスにならぬのかどうかということが問題であつて、そのため私は何回もここのこところは強くお伺いしてい

るわけです。

これで本当に国民の皆さんにとって大きなプラ

スになるんでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 正に国益に沿つてやつ

てるわけで、だから結果的にアメリカが要望し

てるような形にはこの法案はなつてない。私たちは國益に基づいて法律を作つてあるわけでござります。

本当に日本国民のためになるかという改めての

お尋ねでございますけれども、これは繰り返しになりますが、やはりマクロ経済の観点と、そして

ミクロの公社の経営の観点と、そして国民サービスの観点と、官から民へ官から民へといふ

ところに立つた改革なのかどうかといふふうに思つています。

本当に日本国民のためになるかといふふうに思つてますけれども、これは繰り返しになりますが、やはりマクロ経済の観点と、そして

官から民へ官から民へといふふうに思つてます。

○櫻井充君 まず、競争すれば本当にいいのかと

いうと、私もあの当時のタクシーの規制緩和の法

案には賛成したんだつたと思いませんけれども、仙

台でどういうことが起つてゐるかといふと、八

百台タクシーが増えまして、その結果、運転手さ

んたちの賃金はもう十五万切つてゐるんですね。

そして、そのためには、労働時間を長くして

いるために、結構医療でいうヒヤリ・ハットみたいなものが起つてゐるわけですよ。

ですから、過度な競争社会が、何回も竹中大臣

は競争すれば市場原理でといふお話をされます

が、過度な競争原理を用いてしまうとむしろ社会

としては悪くなつてゐるといふことが僕は随分あ

るんじゃないかなと、そう思つてます。

そして、二番目の金融の話でございますけれど

も、官から民への話でございますが、これは実は

平野委員が昨日この場で質問されたことと関連

するわけでございますが、これは厳密な議論とし

ては、当然のことながら最終的な資金の取り手と

出し手、これは貯蓄と投資のバランスというふう

に言い換えていいわけでありますけれども、貯

蓄と投資のバランスからすると、今これは政府が

マイナスの、負の貯蓄を大きく抱えているわけ

で、そこを直さないといけないと。そこを直さないと根本が変わらないというのは、これはもう共

通認識であろうと思います。

しかし、もう一つ、最終的な資金の取り手、出

し手の話だけではなくて、やはりそのお金のル

ート、金融仲介のルートのやはり官と民の大きさと

く非常に大きなきっかけがこの民営化によつてつくれる。そして、経営の観点からいたしましては、実は国債に流れているわけです。

これはもう生田總裁自身、何度もここで御答弁をしておられますけれども、そういう中で、経営の自由度を増やしてしつかりとした安定的な経営基盤をついていただく。そして、だからミクロにも資す。そして、何よりもそつとした経営の自由度の発揮を通して利用者サービスが向上していくということが期待されるわけでございます。

これまで、例えは一つの、物流、宅配のサービス等々でも、やっぱり民間業者だから新しいアイデアを出してきたというのはもう明らかにあります。今度は公社自身が民間企業になってそういうアイデアの競争をしていただきたい、そういう形で国民利便の向上が期待されると思っております。

○國務大臣(竹中平蔵君) 今、櫻井委員は二点おつしやいましたので、最初の点で、過度な競争

といふ言葉でございますが、確かにマーケットに任せたければすべて解決していくというふうには私は全く思つておりません。市場の失敗というの

はあるわけで、そういうようなものは、例えば御専門の医療とか、そういうようなものについて、特殊な財については、やはりその市場で解決でき

ないものというのは多々あるということは承知をしております。

○櫻井充君 まず、競争すれば本当にいいのかと

いうと、私もあの当時のタクシーの規制緩和の法

案には賛成したんだつたと思いませんけれども、仙

台でどういうことが起つてゐるかといふと、八

百台タクシーが増えまして、その結果、運転手さ

んたちの賃金はもう十五万切つてゐるんですね。

そして、そのためには、労働時間を長くして

いるために、結構医療でいうヒヤリ・ハットみたいなものが起つてゐるわけですよ。

ですから、過度な競争社会が、何回も竹中大臣

は競争すれば市場原理でといふお話をされます

が、過度な競争原理を用いてしまうとむしろ社会

としては悪くなつてゐるといふことが僕は随分あ

るんじゃないかなと、そう思つてます。

そして、二番目の金融の話でございますけれど

も、官から民への話でございますが、これは実は

平野委員が昨日この場で質問されたことと関連

するわけでございますが、これは厳密な議論とし

ては、当然のことながら最終的な資金の取り手と

出し手、これは貯蓄と投資のバランスというふう

に言い換えていいわけでありますけれども、貯

蓄と投資のバランスからすると、今これは政府が

マイナスの、負の貯蓄を大きく抱えているわけ

で、そこを直さないといけないと。そこを直さないと根本が変わらないというのは、これはもう共

通認識であろうと思います。

しかし、もう一つ、最終的な資金の取り手、出

し手の話だけではなくて、やはりそのお金のル

ート、金融仲介のルートのやはり官と民の大きさと

いうのも、これはこれで重要な問題だと私は思つております。最終的に民間の手に融資されるんだから政府の機関が融資をしてもいいと考えるのか、いや、それだったら民間の機関で融資できることはやっぱり民間の機関で融資してもらつた方がいいと考えるのか、私はやはり後者であろうといふうに思いますので、そこは我々も議論は注意をしてやつてあるつもりですけれども、最終的なお金の出し手、取り手の議論、そして金融の仲介の議論、そこはやはり両方ともしっかりと官から民に流れるように考えていいかなきやいけないと思います。

○櫻井充君 民間で集めたお金は民間に流れていません。だから問題なんぢやないですか。
要するに、平成十年のときの金融システム不安の当時よりは良くなつたのかもしれません。しかし、あの当時と比較してみても、実を言うと、ここ数年間と言つた方がいいのかもしれません、数十兆円融資を減らしているわけですね。竹中大臣は、私の、以前財政金融委員会で、質問に対して、不良債権の処理が終わつたら貸出しが増えたんだと、そういうようなお話をされていました。これだつて本当は実を言うと仮定なんですね。不良債権の処理が終わつたら貸出しをするというのではなく、それは仮説ですから。
ですが、じゃ実際どうなつたかというと、残念ながら都市銀行においては融資残高は増えているという、これが実態です。だから、僕は、大臣がおっしゃつていることが実際、じゃ実現されているのかというと、決してそうでないんぢやないのかなと思いますが。

○国務大臣(竹中平蔵君) 不良債権のときも、不良債権を処理したら経済が良くなるというのは間違いでないかという御指摘をさんざんいただきましたが、やっぱりそうではなかつたということが日本の経済の状況の中で実証されているというふうに思います。

より具体的に、融資の残高につきましては、融資はこれは対GDP比でずっと日本は安定して七

〇%ぐらいで來たわけですが、これがバブルのとまり過ぎたと。これがバブルだったわけで、その調整はまだ続いておりますが、実はそれでも、まだ融資の台ぐらいだつたと思りますけれども、まだ融資の債権の処理が終わつて何が生じてきているかといふと、いわゆる正常先に対する貸付けはここのこところようやく増え始めた。これは、やっぱり金融が健全化されて不良債権が処理される中で金融が正常化してきているということの非常に重要な証左であるというふうに思います。

不良債権が処理される中で、これは日銀の短観等々にあります金融機関の貸出し態度をどう見るかというアンケートも傾向的に改善をしてきていた。これ決して変化は今日、明日で出るわけではありませんが、やるべき政策をきちっとやっていふうに私は思つております。

○櫻井充君 結果的にはその貸出し残高が、貸出しが多かつたんだと。その調整の段階で、今のところはどんどんどんどん減つてきているんだと。しかし、そういう説明ではなくて、あの当時は、不良債権処理をもう前に立ててやらなきゃいけないことなんだという話をされたときには、不良債権処理が終われば、終わればどんどん要するに貸出しが増えますよと。つまり、大事な点は、あの当時は不良債権処理に主眼を置かれて、そういうことの実現をされることが大事なことなんだというふうな説明でずっと来られてきたわけですよ。

○國務大臣(竹中平蔵君) いいですか。

○櫻井充君 はい。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと先ほど言い掛けたんですけども、もう一度是非御確認いただきたいのは、櫻井委員は銀行の債権、与信額が増えていかないということに対する御懸念を持つておられるわけですが、私が金融担当大臣に就任した当時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナス五・二%です。今も残念ながらまだ減少でけれども、減少が〇・八%になつてしまして、これはもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先への貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマイナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうにいます。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですというふうに申し上げてきました。銀行から見ると返つきに一〇〇%を超えるわけです。これの調整過程が中期的に統いておりますので、これまだ八〇%

違うんじゃないでしょうか。

それから、もう一つ申し上げておきますが、要するに、あの当時大臣は、じゃなぜ金融機関は国

債を買うんですかというお話をしたときに、そ

がよく分からないという、これ御答弁ございまし

た。議事録見ていただければ分かりますけれども。結果的には、その貸出し先がないということになつてくるとすれば、これ需要の問題であつて、金融機関そのものの健全性だけではないんじやないのかなと、そういうふうに思つております。

ちょっとほかのことがあつて、これは改めてまた財政金融委員会等で質問させていただきますが、いずれにしても、その説明の中で大事な点を申し上げれば、国民の皆さんが誤解するような私は訴え方をしているところが随分あつたんぢやないだろかなと、そう思いますので、その点だけ指摘させていただいて……

○國務大臣(竹中平蔵君) いいですか。

○櫻井充君 はい。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと先ほど言い掛けたんですけども、もう一度是非御確認いただきたいのは、櫻井委員は銀行の債権、与信額が増えていかないということに対する御懸念を持つておられるわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た当時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくということは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入

金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくことは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健

全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入

金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくことは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健

全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入

金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくことは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健

全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入

金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくことは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健

全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入

金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくことは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健

全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入

金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくことは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健

全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

います。

しゃつたわけですが、私は、不良債権のときから申し上げてきたのは、銀行の不良債権の問題と企業のバランスシートの問題は表裏一体ですとい

うでない貸付金、企業から見ると返せない借入

金。だから、これは同じなんです。これを放棄して、ちゃんと縮していくことは、企業から見ると、返せない借金が少なくなつて、財務が健

全化する。これはやっぱりコインの両面でありますので、その政策が、今申し上げたような形でようやく成果が現れつつある。

まだまだ完全に我々も満足しているわけではございませんが、そこはやっぱり私どもはきちんと説明をさせていただいて、きちんと実行をしました。

○櫻井充君 言いたいことはあります、外務大臣にお越しいただいて、ちょっと別な話にさせていただきたいと思いますが。

このイニシアチブに基づく要望書が出た後に上級会合が持たれて、その内容を見てみると、結果的には、日本の要望はほとんど通らず、アメリカの要望に対しても日本はどれだけその法整備をしていったんだというようなことだけが書かれているという、これは平成十六年のものでそれども、おられたわけですが、私が金融担当大臣に就任し

た當時の平成十四年九月期、与信額はこれマイナス五・二%という形で減つておりました。マイナ

ス五・二%です。今も残念ながらまだ減少で

けれども、減少が〇・八%になつてしまして、これ

はもう下げ止まつてきているんです。

その中で、正常債権付きについては、債権先へ

の貸付けについては十七年三月期、ようやくプラスになりました、プラスの〇・六になりました。

ちなみに、その十四年九月期では正常債権先もマ

イナス五%だったんです。それが今プラスになつてきました。そこはやっぱり明示的な変化だと思います。

そして、委員は、それは銀行が変わつたといふうに

</div

提案をしながら、それについてお互いでいることを一、二申し上げますと、ここにも書いてございますが、アメリカのアンチダンピング法、これはもう大変古い法律で、ずっとアメリカがこれを使ってきたわけありますけれども、これについて昨年の六月発表された中身で同法を廃止する旨、初めてこの場で公表されたということです。昨年の十二月、この法律が廃止されたこともあります。

あるいは、アメリカの入国管理がテロの関係で非常に厳格化していると、しかしこれでは在米日本人駐在員の経済活動の障害になるのではないかということを強く言つた結果、例えばインターネットによる面接予約システムを導入するなど、ビザ発給の効率化を図るというようなことで先方が誠実に対応をしているものもあるわけでございまして。

もう一つは、この考え方にもよりますから厳密なことではないかもしませんが、アメリカが日本に百三十八事項要求して、このうち七十五事項について一定の前向きの考え方を示したと、これに対して、日本がアメリカに要望した七十四事項中、先方が前向きの考え方を示したのが三十五事項ということで、全部が全部というわけにいかない、大体半分前後は対応して、お互いに対応しているということをございまして、私はそういう意味で、この日米間の関係、特にこの規制改革の分野での話合いというのはそれぞれにとって有意義なものであったと、このように理解をしておりま

提案をしながら、それについてお互いでいることはやるということでありまして、例えば典型的なことを一、二申し上げますと、ここにも書いてござりますが、アメリカのアンチダンピング法、これはもう大変古い法律で、ずっとアメリカがこれを使ってきたわけでありますけれども、これについて昨年の六月発表された中身で同法を廃止する旨、初めてこの場で公表されたということです。昨年の十二月、この法律が廃止されたこともあります。

から申し上げてきているだけございます。
是非、要するに、外交がうまくいかなければ日本との国益といふ
外交がうまくいかなければ日本との国益といふ
はあり得ないので、是非その点についてきち
対応していただければ有り難いと、そういう
に思つておりますので、よろしくお願ひいた
す。

○外務大臣、結構です。
○委員長(峰内孝雄君) 外務大臣は退席していた
だいて結構でござります。
○櫻井充君 濟みません。

あるいは、アメリカの入国管理がテロの関係で非常に厳格化していると、しかしこれでは在米日本人駐在員の経済活動の障害になるのではないかということを強く言つた結果、例えばインターネットによる面接予約システムを導入するなど、ビザ発給の効率化を図るというようなことで先方が誠実に対応をしているものもあるわけでございまして。

もう一つは、この考え方にもよりますから厳密なことではないかもしれません、アメリカが日本に百三十八事項要求して、このうち七十五事項について一定の前向きの考え方を示したと、これに対して、日本がアメリカに要望した七十四事項中、先方が前向きの考え方を示したのが三十五事項

いで、一つの人間は寒くて二人は暖かいからいいでしようという絵なんです。これ、極めて冷たいたい考え方ですよね。要するに、利益の出ている分で利益の出てない分に対しても補つてくるというやり方をして、やり方をしてユニバーサルサービスを実現するというのが今までのやり方であって、やり方であって、そのこと自体が今度、あそこの一部屋がどこを指しているのかよく分かりませんよ。だけど、ほら、こうやつて見てください、「二人は暖かくいいでしよう、一人だけ寒い思いして終わりで」と、そういうふうに書いてあるわけですよ、実際のところは。

ですから、そことのところはあの考え方そのもので、私が私は間違っているんじゃないか。もう一度申し上げれば、三事業今一体でやっているからです。

から申し上げてきているだけでございます。是非、要するに、外交がうまくいかなければ、外交がうまくいかなければ日本の國益というものがあり得ないので、是非その点についてきちんと対応していただければ有り難いと、そういうふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○外務大臣、結構です。

○委員長(陣内孝雄君) 外務大臣は退席していました
だいて結構でござります。

○櫻井充君 済みません。

私は、竹中大臣がおっしゃつてることにまた問題があると思つてゐることがあるわけです。例えば、政府の広報ビラで大臣がどういうことをおつしやつてゐるかというと、一つの部屋に窓が一個開いてベッドが三つ並べてあつた絵があつたかと思いますけれども、そのところで風が吹いてきて三人が寒い寒いと言つてゐるわけですが

そこらんとした形の利益が出ていて、その郵便のところが赤字であつてもきちんととした形でできてるわけですから、あの絵そのものが違つてゐるんじゃないですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) その広報ビラを作つたときというのは、基本的には去年の秋の基本方針を踏まえて、制度設計をどのようにしていったらいいかということを議論してゐる段階でした。あの段階では、今でこそ実は分社化、四分社化ということに対しても大きな抵抗はなかつたわけですが、分社化というのはどういう意味があるのかと、いうことが、これは専門家の間でもなかなか十分に理解されていなくて、我々はその中でリスク遮断という考え方を是非ここはお示ししなきゃいけないという、そういう中で、あの絵は私かいたわらないといふ、そういう中で、あの絵は私かいたわけじゃもちろんありませんけれども、広報の専門家がいろいろと考へてかけてくれたんだと思います。

ね。ところが、三人、寒くないんですよ。今、三事業一体でやつていて、決してその三人は寒くなくて、収益はちゃんとした黒字になつてゐるわけですから、あの絵そのもの自体が違つてゐるわけですよね。

それからもう一つは、一つの部屋にしてやつて、一つの人間は寒くてあと二人は暖かいからい

寒いというような言い方がいいか悪いか、これ
はいろんな御批判あると思いますが、できるだけ
分かりやすく比喩とかやつていくと、(発言する
者あり)いや、大変分かりやすいという御評価も
いただきまして、それで、その比喩をやると、こ
れはまたいろんな御批判があるのは、これは常に
そういう問題であると私は思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

○櫻井充君 リスク遮断というのであれば、何がリスクなんですか。どの企業が、大臣のお話を伺っていると、郵便事業に関して見ても、いろんな業界、いろんな部分で仕事をやって業務拡大をしていくから、結果的には黒字に、黒字というか、経営がうまくいくんですけど、そういう話だけずっとされるわけですよ。そうすると、本来であればそこのところにリスクというのは出てこないはずなんですね、本来であれば。それが、なぜそういう形でそのリスク遮断だけを全面的に出されるとですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 我々は、銀行業と保険業を完全に分離して、そして民有民営にする。つまり、郵便局会社と郵便事業会社は引き続き同じ持ち株会社の下にあるわけですが、この銀行と保険は完全に民有民営にして外に出したいと思つておるわけです。それはなぜかというと、リスク遮断だからです。それを実現しないと完全なリスク遮断にはならないと。そこがやはり今回の大変重要な我々の出発点になつております。

○櫻井充君 だから、どの部分がリスクなんですかということを私は申し上げているんです。

時間がないので、もう一点指摘しておきますが、大臣ね、要するに、民間の金融機関ができる上がつて、そしでもう一つこっちで物流から何から全部やつて、これがもし一緒になつたらどうかという話ですよ。これはリスク遮断の問題じゃないんです。これは独禁法違反ですよ、多分、そうですが、ですから、要するに分社化していくのかや、だったら、その他の業務のところで、要するに安だつてこれ、銀行のこれから代理店業務のところが出てきますが、銀行の代理店の業務が何を、代理店になれる人たちがどういう人たちなのかとです。ですから、要するに分社化していくのかや、く融資ができるとか低利で融資ができるとか、そういうことができると思ふと困るから、だからそこのところはきちんととしているわけでしょう。

つまり、私は、説明するとすれば、むしろそ

○櫻井充君 リスク遮断というのであれば、何がリスクなんですか。どの企業が、大臣のお話を伺いしていると、郵便事業に関して見ても、いろんな業界、いろんな部分で仕事をやって業務拡大をしていくから、結果的には黒字に、黒字とか、経営がうまくいくんですけど、そういう話だけずっとされるわけですよ。そうすると、本来であればそことのところにリスクというのは出てこないはずなんですね、本来であれば。それが、なぜそろそろリスクを全部内にこもぎ

リスクの問題よりも、そういうたった観点からと言つてく方が適切だと思つてゐるんです、本当は。ですが、そのリスクを分断しなきやいけないといふ話をされると、結果的には、コンビニやそれから物流で利益を上げるから大丈夫ですと言つておきながら、実は御自身の書かれた著書の中で、郵政事業の民営化とはこういうものなんだというところを書かれたところで、実は物流やコンビニのところでも、もし仮に失敗したときにリスクが発生するから、だから分社化しなきやいけないということを一方で言つてゐるわけですよ。

つまり、バラ色の試算を示しておいて、こういう形でやるから郵政事業民営化はうまくいくんだと、そういうふうに一方で言つておきながら、これは、国民の皆さんに向けて言つてゐるのはそういうことを中心に言つておきながら、実際のところは、後ろではこういうことの問題があるからやらなきやいけないという話をしているわけですよ。僕は、これ全然つじつま合つてないと思いますよ。

○國務大臣(竹中平蔵君) 委員はお医者さんであつて、こういうリスクの概念は御承知だと思ひますが、私たち、骨格経営試算で示しているのは一つの想定される姿、平均的に想定される姿です。リスクというのは、平均される姿とは違います、分散ですか。リスクというのはその平均からどのぐらい離れる可能性があるかということですから、だからリスクを考えておかなければいけないわけです。

私たちは、平均として想定される姿は想定されるとして、これはやつぱり当然ちゃんと利益が出る姿でなければいけません。しかし、それとは別にリスクのことは考えておかなければいけない。だから、リスクについてもいろんな試算の中で感度分析等々も踏まえてやつてきたということでござります。

○櫻井充君 こういうときは仮定の話が出るんですね。こういうときは仮定の話が全部出てきて、そうでないときだけは勝手に自分たちの理論

を、何というか、展開させてくるわけですよ。いや、それは、首振られているけれども、そんなことないですよ。だって、じゃ何で、じゃ何で、じゃ例えればGDPならGDPはですよ、過去十年間の実績取らないんですか。郵便の量だけは過去何年間かの量を取つてきて、これだけ減つてくるからこうしなきやいけないですねって話をしていますよ、GDPは十年間ほとんど増えていますよ、これ。増えていないものに対して、今度は一・五倍になりますと言つてゐるわけですよ。こんない加減なことないじゃないですか。

自分の、自分のですよ、自分の都合のいいところは自分の勝手に数字を持ってきて、そして、そのところは仮説を立てて、こういうふうにすればいいんだという話をするじゃないですか。もう一点申し上げておきますよ。ネットワークのところで、大臣は、ネットワークというのは過疎地も含めて全部いろいろあるんだから、業務をやる上においてはこれは絶対有利になるということをよく答弁されるわけですよ。しかし、そのほかのことについてはどうですかと聞くと、大臣は何で答えられるかというと、その部分は経営者の判断ですと、経営者の判断だということをよくおっしゃる。

だけれども、ほかのものに関して、僕は決して過疎地のところのネットワークが有利になるとは思つていなくて、重荷になるんじやないかと。実際は、実際はニュージーランドでどうなつてゐるかというと、そいつた部分のところ、不採算部門は切り捨てているからそれは経営上良くなつてゐるかもしれないけれども、過疎地の問題といふのはいろいろあるわけですよ。

だから、過疎地の問題があるからこそ、今回のやつではこういう担保をしましたとかおっしゃいますが、おっしゃいますが、皆さんが不安を抱えているところはうまくいくんだ、うまくいくんだと喧伝しておるわけですよ。うまくいくんだと言つておきながら、一方で、何か我々が、じゃこの問題に關してはどうなんですかと聞くと、

ここは仮定はできないとか、それから、そここの部分は経営者の判断だとか、そういう形で逃げられているじゃないですか。今の答弁だつて、はつきり言つてまともな答弁だと私は思つております。

○委員長(陣内孝雄君) 訂正、はい、竹中国務大臣。

○國務大臣(竹中平蔵君) 訂正だけです。

銀行法の主要株主規制につきまして、二〇%超という言い方と二〇%以上という言い方、若干、昨日と今日、私、混乱あつたかもしれません。

二〇%以上が正しい言い方でありますので、訂正をさせていただきます。

○委員長(陣内孝雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから郵政民営化に関する特別委員会を開いたします。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。本法案賛成の立場から、より良い郵政民営化を実現するため再度確認しておきたい点、また懸念される点についてお伺いさせていただきます。二十分間です

まず、官から民へ資金の流れを変えるために、

資金の入口であります郵政、この改革が必要といふことでございますが、同時に、出口となる財投改革、財投機関の改革も強力に進めていかなくしてなりません。竹中大臣は、先日の本会議におきましても、政府系金融機関の統廃合については十一月を目指し基本方針をまとめる御答弁されました。しかし、小泉総理はこのことにつきまして、一つにできるんだつたら一つがいいのではないかと思つた統廃合に言及されております。いろんな閣僚の方おつしやついらっしゃいます。谷垣大臣は、数が幾つになろうとも、幾つにしよう、やるとしよせん数合わせだという批判が出てくるだろうと、だからその前に政策金融として必要な機能は一体何なのかという議論をすべきだといった御趣旨の発言を記者会見でされておりました。

既にもう戦いが起きているような感じがするわけでございますが、今後、竹中大臣はどのようにおまとめになつていくお考えなのか、お伺いいたします。

○國務大臣(竹中平蔵君) 昨日も經濟財政諮問会議で政府系金融機関の改革に向けての議論を行いました。

そこでこの議論は、基本的にはやはり重要なことは民の補完に徹するということでありますので、これは正にやはり機能の議論をしつかりとやっていくということになります。同時に、その政策金融機関、機能として残すもの、残さないものが出てくるわけですが、残るものについても組織についても、ゼロベースで見直していくということで議論を進めていくかと思つております。重要なのは機能でございます。

同時に、天下りの問題等々も含めて、國民から納得のいくようなやはり官の改革でなければいけないと思っておりますので、十一月を目指しに取りまとめ、基本方針の取りまとめに向けまして内閣一丸となつて対応をしていくつもりでございま

○山本香苗君 昨日の經濟財政諮問会議、今御答

弁の中にもございましたが、その中では民間議員の方から御提案がなされて、政府系金融機関への天下り禁止を盛り込んだようなことも入っていたと伺いました。

この政府系金融機関への天下りをめぐりましては、総理が二〇〇二年八月にトップへ天下りすることを排除ということを打ち出したにもかかわらず、これから審議に、これからまとめられるこの政府系金融機関の役員の計八十四名のうち、中央省庁の官僚出身者の方が半数近くいらっしゃること。その中には財務省の方がたくさんいらっしゃるというところでございますが、この御提案につきまして昨日は具体的な検討はなかつたというふうに記者会見でもおつしやつていらっしゃいましたけれども、大臣御自身といたしまして、この天下りをなくすということ、今後おまとめになります基本方針の中に最後まで盛り込んでいくぞというお考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思いました。

○國務大臣(竹中平蔵君) 昨日の議論では、先ほど申し上げましたように民の補完に徹すると、機能は民の補完に徹するということを議論しましたが、加えまして、やはり官の既得権を許さないということが大きなテーマでございました。官の既得権を許さないという中に、組織のゼロベースでの見直し、天下りをなくす等々の提言が民間議員からされております。現実問題として、今特殊法人八、例の政策金融機関八機関で七十名程度の理事以上の職の方いらっしゃると思いますが、財務省が十五名ぐらいおられたと思いますし、経済産業省が八名ぐらいおられたと思いますし、そういったことに対するいろんな御意見があるということは承知をしておりますので、官の既得権を許さないという観点から、しっかりと議論をしていくつもりでございます。

○山本香苗君 もうちよつと明快な御答弁がいただきたかつたなと思ったんですが、次に、財投事業についてお伺いさせていただきたいと思いま

財投事業につきましては、前回質問させていた
だきましたときに、財政審の方で総点検をしたと
いうことを谷垣大臣から御答弁いたしましたが、
この結果はどのように来年度の財投編成に反映
させるお考えなのか、お伺いさせていただきま
す。

ないということが、その中でも委員の指摘もあり、またまとめの中にも入ってきているわけなので、来年度はどうするのかなというところをおいたかつたわけなんです。

そこで、その点検の手法というところでいろいろと見させていただきますと、財投事業のやつり透明性を高めていくということがやっぱり今常に求められているんだと思います。そうしたで、国がある一定の監査基準を決めて、いわゆる内部監査という形じやなくて外部監査を入れて底的にそういうことを行つて結果を公表するそういうこともやつてみないと、これだけ財政厳しいと言つている中で、それぐらいやらなっちゃいけないんじやないかと。

大臣としてそういうお考えをお持ちなのかどうか、力強い御答弁をお待ちしております。

○國務大臣(谷垣禎一君) 委員のおっしゃったことはポイントでございまして、そういう方向でどもも進めてまいりまして、かなり進んできた

つきましてもこれを求めていくという方針で進めたいみたいと思つております。

○山本香苗君 いや、そういう制度として義務付けられていないところもあると、こんなゆつくりやつている場合じゃないと思うんですね。求めていくという話じゃなくて、来年度からきちっとやらせると、そういう形で制度としてやらせるという形にしていくべきだと思うんですが、竹中大臣、通告していないんですけどれども、どうでしょう、今みたいな形でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) できるだけ早く改革を進めたいという思いは担当大臣全員それぞれの部署で持つていると思います。多くのものについてできるだけしたがいまして目標と時期を決めて我々取り組もうとしているわけで、財務大臣におかれてもそのような方向で御努力をなさっていると承知をしております。

○山本香苗君 財投事業に必要な資金調達につきましては、財投機関が財投機関債発行によつて市

情報開示の一層の徹底を行うというのがこの
投改革の一つのポイントでございますが、既に
別会計や、それから地方公共団体を除く三十六
財投機関のすべてにおきまして、公認会計士の
定の閲与の下で民間準拠の財務諸表が作られて
るわけですが、このうち二十六機関、独立行政
人十九機関、それから特殊会社七機関、合わせ
二十六機関でございますが、この機関におきま
てはその作成に当たつて公認会計士の監査は制
上義務付けられております。それから、三機関
おきましては、義務付けられてはいらないんで
が、自主的に公認会計士の監査証明を取得して
るところでございます。

場での自主調達に努めると、更に必要な場合に、必要な資金需要に限つて国が財投債を発行すると、いう形で改革がなされたわけなんですねけれども、いまだに財投債の方がボリュームとしては大きいと。これはこのままの状態を続けていくといふおつもりなんでしょうか。財投債と財投機関債のベストミックスということをこの八月にも大臣答弁、この委員会でされていらっしゃいますけれども、これから議論していきましょうねという話じやなくして、どこでどういう形で、どういう形でいつもらいいまでにそういう形できちつと財投債と財投機関債、いろんな御意見があるわけですから、ども、位置付けなされていくのか、お考えをお伺いさしていただきたいと思います。

それから、十七年度で実施した財投改革の総検で、「現時点で会計監査を受けていない財投関にあっては、予算等の制約も踏まえつつも、後、監査を受けることを検討することが適当とえられる。」と指摘をされておりまして、今後公認会計士による監査が導入されていない機関

○國務大臣（谷垣禎一君） 平成十三年に財投改革をいたしまして、財投機関債というものを進めていこうということで努力をしてきたわけですが、発行額は年々増えてきております。十七年度では改革後初めて、一定規模を有するすべての財投機関、これは十億円以上の財投規模を持つ機関で、

産投機関、それから特会、地方公共団体を除いておりますが、その一定規模を有するすべての財投機関で財投機関債の発行を計画するというところまで参りました。それで、発行額、それから資金調達に占める財投機関債の割合は、それぞれ入れたときは一兆円で五・七%でしたが、本年度におきましては五・九兆円、二五・一%、四分の一が財投機関債になってきたわけですね。

それから、この財投機関債を入れたことによりまして、やはり市場で評価をしていただけて引き受けさせていただきながら、なかなかやならないわけですから、ディスクロージャーの進展とか業務の効率化という点でも、これに合わせてかなりの進捗があつたと思っております。で、そこから先、そのベストミックスということを私も答弁をさせていただいたことがあります。たけれども、これをどういうふうにしていくかというのは相当議論をしていかなければなりませんのは、現実には、財投債と財投機関債を比べますと、調達コストは、コストは財投債の方が安く済んでいるということがございます。

ですから、全体としてやつた結果、余りそのコストが、負担が高まるということでは改革の目的に沿うのかどうかということもあります。だけど、一方、先ほど申しましたように、やはり財投機関のそれの中身をよく外に開示して、外からもそれを評価していただいて、全体の効率性や合理化に資するという観点も大事でございますから、その辺が、どこがベストミックスかというのはまだ十分議論が煮詰まっていない点がございました。

そこで、昨年十二月の財政審の財投分科会の報告書でも、各財投機関ごとに、ALMの効果であるとか調達コストであるとか市場の状況を勘案しながら、どういう組み合わせがいいか検討せよと進めています。そういう形で政府が関与をして投資、融資をするという仕組みはどこの国でもございます。そして、どこの国もそそこそこのやはり規模を持つて仕事をしているというふうに私は認識をしていています。ただ、日本の場合非常に特殊であるんですが、これはもう決してそうではないわけになります。こういう形で政府が関与をして投

し時間を持てて検討したいと思つております。○山本香苗君 やはり、いろんな検討していく上でも、その議論のベースとしてその財投事業の正確な実態というものを探査しなくちゃいけないわけでありまして、先ほど言ったような、外部監査をしまして、やはり市場で評価をしていただけて引き受けさせていただきながら、なかなかやならないわけですが、ようろしくお願ひしたいと思います。
もう一つ、済みません、通告していないんですけれども、いろいろ財投の問題について聞いてまいりました。総理も、郵政民営化というの単に郵政省の改革じゃないんだよと、あらゆる改革につながるんだと、その中には財投という改革もあるんだということを言つていらつしゃったわけあります。

大臣は、この財投の本質的な評価というものを続けて考へていらつしゃるのか、今後も財投を続ける限り、財政再建とのかかわりでどういうふうなお考えを持つていらっしゃるのか、御認識を持つていらっしゃるのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) よく財投は日本固有の政策であるというような言い方がされることがあるんですが、これはもう決してそうではないわけではありません。こういう形で政府が関与をして投資、融資をするという仕組みはどこの国でもございます。そして、どこの国もそそこそこのやはり規模を持つて仕事をしているというふうに私は認識をしていています。ただ、日本の場合非常に特殊であるんですが、これはもう決してそうではないわけではありません。その財投の資金が郵便貯金、簡易保険という非常に特定の財源に頼っていた。多くの国はこれを事業国債に頼つてやってきましたが、どの辺が一番いいところかというのはもう少しあります。

そういう形で、資金の入口が非常に特殊であつたということ、そしてある時期この財投の規模、日本はやっぱり非常に大きくなつて、そして今の直接貸付けとか、直接政府が介入する度合いがやつぱり高かつたということではないかと思いま

す。
今、改革の、今後進めていくに当たりましては、やっぱり政府がやるべきかどうかなのかという公益性の基準と、その際にどのような政策手段、直接貸付けなのか利子補給なのか保証なのか、どういう政策手段が最も有益性を持っているのか、どういうことをきつちりとやはり再評価しなければいけない。そういうことを軸にこの財投が持つている本来の機能を果たしていただく、しかし無駄はできるだけ縮減していくインセンティブが働くようにしていく、そのような改革を目指さなければいけないと思つております。

○山本香苗君 時間が迫つてしましましたので、質問をちょっと、がらっと変えます。
郵便貯金銀行の、午前中にも質疑の中にありましたけれども、資金運用能力について多くの方が懸念を示されているわけなんですが、そこで二点お伺いさせていただきます。
資金運用能力がないということをどういうふうな形、どういうふうに御認識されていらっしゃるのか。また、ないのであれば、これからどれくらいの時間を掛けて、どういう手段を講ずることによってそれを身に付けさせるというふうにお考えになつていらつしゃるのか、よろしくお願ひします。

○國務大臣(竹中平蔵君) そういう御懸念を示される方といふのは、民間にお金が回つた場合に、官、すなわち国債の方に回らなくなるんじやないかと、それによって国債の市場価格が暴落して金利が上がつて、国債依存度の高い日本の国家予算是ピンチに襲われるんじゃないかという懸念がございますが、これについてはどのように対応されていくのか、谷垣大臣の方でよろしいでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、郵貯、簡保で国債残高の四分の一程度を持っていただけておりますので、今後とも、借換債等大量の国債発行を続けざるを得ない状況でござりますので、この民営化というのをどう踏まえていくかというのは私どもにとりまして極めて大きな課題でございます。
まず、何を考えますにしても、財政規律をきちんとやつてているという前提がなければ、今お触れたのになつた金利等にも不測の影響を与えることで

ございますので、これも繰り返し申し上げております

ますところですが、二〇一〇年代初頭にいわゆる

基礎的財政収支を均衡させるという目標を強力に推し進めていく、また、私どもも機会あるごとに

その姿勢を強調していくことが必要である

かと思つております。その上で、国債の安定消

化を図る上では、市場のニーズとか動向を十分踏まえながら国債を発行していく、それから商品の多様化、それから保有者層の多様化、こういったものを進めていく必要があると思います。

特に、この郵政民営化の関連では、先ほど御議論になりました旧勘定の運用は、郵便貯金銀行等に特別預金といった形で委託されて、郵便貯金銀行等

はこの特別預金等の額以上に国債等の安全資産を保有することと、それから郵便貯金銀行等は移行期において保有する国債等の安全資産額の見通し、それからその根拠について毎年度管理機構に報告して、管理機構はその報告の内容を公表することというようなことで、全体にこの情報を外に出して透明化することによって見通しを明らかにします。そのことによって不測の影響がマーケットに及ぼないようにするというような制度設計もしていただいているところでござります。

いずれにせよ、最長十年という期間を掛けて完全民営化に向かっていくわけでござりますから、当然そのときそのときで経済状況の変化とかいろいろなことが起こると思いますが、目を、十分目配りをよくして乗り切つてまいりたいと考えております。

○山本香苗君 以上です。
ありがとうございます。
○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。質問します。
金融ビッグバンによって金融機関の間の競争が激化し、利益追求のためのいわゆるリテールバンキング戦略の下、顧客を選別し、富裕層を固い込み、手数料ばかり掛かるとの理由で小口預金者が切り捨てられようとしています。これまでには小口預金者を対象にしてきた郵貯を株式会社にすれ

ば、一層これに拍車が掛かる懸念があります。

そこで、金融大臣に伺いますが、金融排除について、どういうことでしようか、どうお考えですか。

○國務大臣(伊藤達也君) 金融排除についてお尋ねがございましたが、この金融排除について明確な定義があるわけではありませんが、何らかの理由により口座を持つことができない者が存在することをとらえるならば、アメリカやイギリスにおいてそのような状況が存在することは承知をいたしております。

しかし、日本はどうかということでありますけれども、日本においては、大多数の銀行におきまして口座維持手数料が無料の預金口座が提供されているところでございますので、金融サービスへのアクセスが諸外国と比較して著しく制限されている状況にはないものと認識をいたしておりますけれども、金融排除の問題については、私どもとしても今後注視をしていかなければいけないといふうには思っております。

○吉川春子君 その何らかにおいて、何らかの理由において金融口座が持てない、つまり小口とかいろいろな差別的な要素があるわけなんですけれども、アメリカでは既に郵貯を一九六六年に廃止をしておりまして、ビッグバン、金融ビッグバンも日本より早く行つたわけです。

今、何が起きているかということですが、寺地孝之関西学院大学教授によりますと、アメリカの家計金融動向調査によれば、金融機関に口座を持てない人は九・五%、これは九八年です。彼らの多くは自身、失業者、年金生活者、女性であり、あるいは自分の家を持たず、クレジットカードも保有していないということです。ビッグバン先進国、まあ括弧付きでけれども、では、金融排除が社会問題となっています。

通常国会で私の質問に対しても金融大臣が、アメリカでは、連邦準備制度理事会レポートによる

三百三万世帯いると答弁されました。これら金融決済口座を持たない人たちに対して各国ではどう

いう対策を講じているでしょうか。

○國務大臣(伊藤達也君) 私どもとして、必ずしもその諸外国の実態を正確に把握しているわけではありませんが、何らかの理

由により口座を持つことができない者が存在するた後に、二〇〇一年五月に国民の基礎的な銀行

サービスへのアクセス改善のために、郵便局ネットワークの活用について政府と主要金融機関との間で取決めがなされているものと承知をいたして

おります。

その具体的な内容につきまして、全国に一万八千ある郵便局の窓口やATMから基礎的な機能を有する銀行口座に国民がアクセスできるようになります。そして、年金等の受給のためだけに開設された郵便局カード口座の運用費用について銀行側が一億八千万ポンドを拠出することであつたと承知をいたしております。

この背景でありますけれども、銀行口座を保有していない低所得者層に配慮する必要があつたと

いうこと。そして、二〇〇三年四月以降に年金等の受給者が郵便局で為替等により給付金を受け取る方式から変更になりまして、原則として受給者の口座に給付金を振り込む方式へ変わつたと、この開設が必要になつたことにあると承知をいたして

いるところでございます。

○吉川春子君 金融大臣、その金融排除の問題を理するすべての金融機関は営業地域内のすべての希望者に対して振替口座を提供するということと

されております。また、二〇〇五年末まで、最低一万二千の郵便局の維持を義務付けるユニバーサルサービス指令によりまして郵便貯金を通じた金融サービスへのアクセスが確保されております。

なお、ちなみに、これは二〇〇七年まで延長されております。

○吉川春子君 総務省、局長にお伺いしますけれども、郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン

研究会最終報告、コピーをいただきましたが、そ

のなかで、アメリカのマサチューセッツ州とかフランクス、ドイツでこの金融排除問題について対策を講じていると思いますが、時間の関係上、端的に

説明をしていただきたいと思います。

○政府参考人(鈴木康雄君) お答え申し上げま

す。今御指摘ございました、平成十二年六月に取りまとめました郵便貯金の事業経営に関する将来

ビジョン研究会の報告書におきまして状況が報告されておりますが、その報告書によりますと、アメリカにおいて、州法により、高齢者等を対象と

して維持手数料を要しない口座の提供等を銀行に義務付けるという例がござりますし、また、連邦ATMを設置する試みもなされています。

次に、フランスにおきましては、公営のラ・ポスト及び普通貯蓄金庫といった貯蓄金融機関が非課税の要求払い預金を提供しております。また、フランス銀行法によりまして口座開設の権利が認められております。

さらに、ドイツにおきましては、振替口座を管理するすべての金融機関は営業地域内のすべての希望者に対して振替口座を提供するということと

されております。また、二〇〇五年末まで、最低一万二千の郵便局の維持を義務付けるユニバーサルサービス指令によりまして郵便貯金を通じた金融サービスへのアクセスが確保されております。

なお、ちなみに、これは二〇〇七年まで延長されております。

○吉川春子君 金融大臣、その金融排除の問題について各國でいろんな対策が講じているんですけど

れども、日本でもメガバンクを中心顧客の選別が行われています。金融庁の資料によれば、都市銀行における役務取引の経常収益に占める割合が

九五年の三月期から二〇〇五年の三月期まで十年間で三・六から一六・六%に増加しています。手

数料収入によって利益増大を図る傾向は日本でも急速に伸びているわけです。

大銀行のリテール戦略は、富裕層を固い込み、サービスを手厚く優遇し、一方、手数料ばかり掛かる小口の顧客は機械、ATMに対応させ、手数料を引き上げる、こういう戦略が取られていると私は承知しておりますけれども、金融庁はこの実態についてどの程度把握しているか。

○國務大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただ

きます。

各銀行におきましては、その顧客のニーズといふものを踏まえて、それぞれの経営判断に基づいて多様な金融サービスというものを提供していると承知をいたしているところでございます。

この中で、預金商品につきましてそれぞれの状況を見てみると、現在の我が国の銀行が提供する預金商品といふものは口座維持手数料を徴求しないものが大多数を占めている。その中で、一部には優遇金利の提供など一定のサービスを付与する場合に、合理的な手数料を徴収をする預金商品を提供する銀行も存在するところであるというふうに思います。

このように、銀行が顧客の多様なニーズに対応した各種のサービス体制を充実をして、そして顧客にサービス内容に、顧客に対してサービス内容の十分な説明を行いつつ、そのニーズに適切に対応していくことはその経営上重要なことであると考えております。

○吉川春子君 総務大臣にお伺いしますけれども、この郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会最終報告では、金融排除、ビッグバンによる金融排除の問題についていろいろ報告がなされていますけれども、どういう懸念が表明されているでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 金融排除の実態若しくは定義というのは、吉川先生、これなかなか、どのが金融排除と言われるものなのかがちょっとなかなか定義のしにくいところというのをまず大前提で考へていただかないといふかいかにもとの感想がしますけれども、まだ、日本で実態的にこういった例があるというような例が幾つもわざと出てくれば、それは金融庁の方も、また他の省庁でも引っ掛かるところなんですが、それほどまだ顕著に挙がってきたわけではないという前提が一つ。

それから、郵便局が民営化された後にそういったようなことになり得るのではないかといふのは、私どもそれは十分に配慮しておか

なきやいかぬところだと思いますので、それでいろいろ義務付けやら何やらを今回の中でもさせていただいているので、少なくともこういった二万四千六百七十八、実際に郵便、何というか、金融サービスをやつていらないところが五百幾つあります。

は既に五百幾つありますから、それを引きますとやつぱり二万四千百ぐらいにならうかと思いますが、そういったところを含めまして、いわゆる本当に年金が受け取れないとかというような事態になりかねぬという事態というのは、これは断固注意をして見守つておかねばならぬところだと、私どもそう思つております。

○吉川春子君 今直接はお答えいただけなかつたんですけれども、総務省の最終報告には、小口預金者にもたらす不利益として、ビッグバンが進展する中、金融機関間の競争激化が経営効率化の追求により、不採算店舗の整理、プライベートバンキングの導入に代表される大口顧客に対する優遇的な取扱いや口座維持手数料の導入も否定できないと、このように書いてあります。

竹中大臣にお伺いいたしますけれども、金融

ビッグバン以降、日本の銀行も手数料収入の比率を増していますが、預金残高が一定額を下回った場合に口座維持手数料が課せられている口座が増えています。三菱のスーパー普通預金は十万円、UFJのオールワンは五十万円未満の顧客からはが、今後の問題として、こういう銀行が増えて口座を持てなくなる人が増える懸念といふものがあります。例え、恩給百二十万人、年金が三千六十五万人、雇用保険が六十八万人、生活保護費が四十六万人、児童扶養手当が八十七万人、そして児童手当が九百四十万人と、これはどちらかといふと社会的弱者と言われる人たちに対してのその給付金の性格が強いと思うんですけれども、こういうものを今、例えば過疎地だと銀行ではなくて郵便貯金で受け取れるんだけれども、それがなくなると。

おいても、持つておられない方のうちの手数料が高いから持てないとする方は一割ござります。したがつて、その手数料が本当に問題で、諸外国

においてもこうした金融排除の問題が起きているのかどうかということに関しては、まずしっかりと精査をしなければいけないと思います。

今、日本においては、一般的に口座維持手数料がない普通預金口座、そして各種料金の口座から自動引き落とし等が十分普及しております民間は、それぞれ今の公社よりも手数料として物においては同じか安いものを探しているところもございますので、私は、今の民間の競争の中にも更に公社が今度は競争相手として入つてくるわけですから、そうした競争を通して、またこの郵政自身は地域密着型小口預金を大事にするビジネスモデルになると思いますので、当面そういう懸念はないというふうに思つております。

ただ、今後注意はしてまいります。

○吉川春子君 今、日本はどうしてそういう金融口座を持てないというような深刻な問題が発生していないか、それは郵貯があるからですね。郵貯はそういうものは一切取つていなければなりません。福祉のために郵貯があるわけです。それがなくなるというその将来においてどうなのかという質問をしているわけです。

各銀行のホームページを見ると、口座手数料を必要とする口座へと誘導されるようになつていて、こうした銀行が増えることは間違いないと私は大変懸念をしております。

それで、資料をお配りいたしましたけれども、公的

に立つた上で、なおかついかに維持するかというところが今回一番問題になつた問題、問題になつたイシュー、イシューって何でしたつけ、事項だったんだと、私どもはそう思つております。したがいまして、そういった話でいろいろこう附帯決議が付きましたところもございますし、なかなか法律に書けないけれども、現実問題としてはそれはやつてもらわねばならぬ。また、そのためには社会貢献とかいろんな形でそういうものを、黒字を維持できるようにせねばならぬ等々は、すべてこの点に掛かっていたと思えるぐらい議論はなされたと思っておりますので、私どもも絶対なにかと言われると、その絶対の条件がなかなか難しいので、私どもとしてはおおむねほとんどないであろう、ないだろう。もしそうなつた場合は、それ三年に一遍の見直しのときにつづりやらねばならぬ、ならぬのは当然のことですし、きちんとした対応をしていかねばならぬところなのは当然のことだと思つております。

○吉川春子君 重ねて確認的に伺いますけれども、こういう金融口座というのは国民が生きていく上で最低限必要なものなんですね。そういうも

のがいろいろなその法律の改変によって、今度の郵政民営化によつてなくなるということは大問題で、まあアメリカのニューオーリンズのあのハリケーンの被害なんかも、非常に社会的な底辺にいる方々に過酷な災害が襲い掛かつて、そしてローソンもほとんどの方はカードを持つてないというようなことも報道されている。そういうような事態が今は日本はないんだけれども、郵貯が廃止されるとということについて、そういう口座が維持できなくなる、持てなくなる可能性は否定できないわけなんですが、そういうときにもそういう口座を保障する、それはやっぱり政府の役割なんだ。法律の改変ということ今までおっしゃいましたけれども、そういうものを保障するということが政府の役割なんだということを麻生大臣、もう一度明言していただきたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 今、こう何でしようね、アメリカと比較されるのが、どうも極端な例としてよくお引きになるんだと思いますけれども、かなり社会の内容も違うと思いますので、特に過疎地の話をよくされますけれども、過疎地は、ほとんどの方は隣にだれが住んでおられるかといふのはよく御存じというのでは、この日本という国の社会、私の場合は特に選挙区が田舎なものですからそう思いますけれども、そういう中につくといふのは思いますけれども、少なくともいろんな意味で、生きいく上で必要なものというものに対して最大限配慮するというのではなくかなことだと思っております。

○吉川春子君 もう、一言でいいですが、法律に書けないこともあるとおっしゃった。でも、書けないけれどもこういうものを保障するのは、こういう最低の金融口座を保障するというようなことは政府のやつぱり責務ですよね。その点、一言で官房長官に聞きます。

○國務大臣(細田博之君) 支障のないようにいたします。

○吉川春子君 それで、総務省はなかなか細かい

具体的な検討をしているわけです。全部評価するわけじゃありませんけれども、中央省庁再編直前における金融弱者のおそれを指摘して、それをフォローするのは郵貯なんだと、郵貯の役割をもつと擴大してきつとしていかなきゃならないというのがこの最終報告書の結論として書かれているわけですね。

その郵貯を今度民営化してしまって、郵貯が株式会社、銀行になってしまふと。こういうようなことを行うわけですから、それに代わるものとして総務省としてはどういうことを考えておられてこの郵貯の民営化法案に対処したのか、その点、最後に伺います。

○國務大臣(麻生太郎君) 御存じのように、これはいろいろ御意見の多方面から寄せられたところです、特に過疎地と言われるところ、いわゆる今回町村合併によりまして五万人以上の市という点は、特に過疎地と言われるところ、いわゆる今まさに住んでおられる方は実に八・九%になります。もう五万人以上も市でありますんで、それを入れますと、五万人以下でも市でありますんで、もう八四、五%は都市に住んでおられるというのが実態ということになりますんで、残りの十何%のところの部分をきちんと面倒、目を行き届かせるというのは、総務省にとって、いわゆる地方行政を預かる方にとって非常に大事なところだと思います。もう八四、五%は都市に住んでおられる方にとっては非常に大事なところだと思つておりますんで、私は今まで市が今度の選挙でも出たというふうに思つています。北海道や東北、そして北信越、私の選挙区の新潟もそうありますけれども、今ほどの金融排除の問題だとか、あるいはサービス、ユニバーサルサービス、そして郵便局の存続の問題、そういう住民の不安は比例区の得票率の中にはつきり私は出でていませんで、私は出でていませんが、これは正に国民の懸念や不安を払拭する、そのためにはどういう法施行に当たつて十分注意しならうというその御決議があつた、その趣旨を重く受け止めているところでございます。

○近藤正道君 最大尊重というのとは、具体的な施策に何か具体的に影響を与えるんでしようか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 我々は、これから法律に基づきましてしっかりとそれを運営、運用していかなければなりません、施行していただかなければなりません。

うかと言われりや、ちょっと別の時間をいただかぬとともに、時間だと思います。

○吉川春子君 ちょっと委員長、済みません、一言だけ最後に。

過疎地の問題、今日触れているんじやなくて、金融的な小口預金者の問題、まあ過疎地も大問題なんですが、金融の小口預金者の問題の排除の問題について伺っていますが、先ほど来、最大限に配慮するという御答弁も官房長官からも総務大臣からもいただきましたので、こういう金融排除の事態がアメリカのように、あるいはほかの国のように繰り返されないようにするために、郵政の民営化をしない方がいいと、そのことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

私が最後のどうも質問者になるようでございます。

選挙前と選挙後と随分雰囲気が変わつたというふうに私も思いますが、しかし郵政民営化、それがどういう結果をもたらすのか、その住民、有権者の不安というのはやっぱりそれなりに私は今までの選挙でも出たというふうに思つています。北海道や東北、そして北信越、私の選挙区の新潟もそうありますけれども、今ほどの金融排除の問題だとか、あるいはサービス、ユニバーサルサービ

ス、そして郵便局の存続の問題、そういう住民の不安は比例区の得票率の中にはつきり私は出でていませんで、私は出でていませんが、これは正に国民の懸念や不安を払拭する、そのためにはどういう法施行に当たつて十分注意しならうというその御決議があつた、その趣旨を重く受け止めているところでございます。

○近藤正道君 法案を成立させていただいた晩には、その施行に当たりまして我々としても、したがいまして最大尊重してまいりたいと思つております。

最初は、与党の皆さんが出されたこの附帯決議の問題でござります。

異例な附帯決議が前回出されまして、そして政

府の方はこれを尊重すると、こういう答弁をされました。そしてまた、この後も同様な附帯決議が提出されるやに聞いております。

そこで、まあ非常に素朴な質問でありますけれども、今回の郵政民営化関連法案に伴つて出され、そして皆さんが最大限尊重するとおっしゃつたこの附帯決議の意義というものについて竹中大臣にお尋ねをいたしますが、これについて政府の方針にどのような影響を具体的に及ぼすか、前のやつで結構でございます、それをお聞かせいたしました。単にこれは再答弁、政府の答弁を確認したい。その程度のものなのか、それとも具体的に方針にどのようない影響を与えるものなのか、すべての論点はこの関連法案の正に成否に極めて大きな影響を与えた問題でありますので、この点について竹中大臣の明快なひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) 郵政の民営化、我々いう法案を出しているわけであります。委員御指摘のように、やはり国民の不安等々を払拭すべく、やはり各方面に気を配つてしまつかりと努力をしていかなければいけないと思つております。

法案そのものは、今回の法案そのものは前回から半年スケジュールを延期するなど若干の技術的な修正を行つておりますけれども、骨格についての選挙でも出たというふうに思つています。北海道や東北、そして北信越、私の選挙区の新潟もそうありますけれども、今ほどの金融排除の問題だとか、あるいはサービス、ユニバーサルサービ

ス、そして郵便局の存続の問題、そういう住民の不安は比例区の得票率の中にはつきり私は出でていませんで、私は出でていませんが、これは正に国民の懸念や不安を払拭する、そのためにはどういう法施行に当たつて十分注意しならうというその御決議があつた、その趣旨を重く受け止めているところでございます。

○近藤正道君 法案を成立させていただいた晩には、その施行に当たりまして我々としても、したがいまして最大尊重してまいりたいと思つております。

最初は、与党の皆さんが出されたこの附帯決議の問題でござります。

異例な附帯決議が前回出されまして、そして政

ればなりません。その過程で、いろんな方の人選も行わなければいけないし、政省令も決めていかなければいけません。正にそれがその施行の中身であるわけでございますが、そういうことに当たりましては、その国民の懸念や不安を払拭するというその決議の、附帯決議の趣旨を重く受け止めて対応していきたいと思っております。

○近藤正道君 そのことにかかわって一つだけお尋ねをいたしますが、前回の附帯決議の二番目に「移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること」。こういうくだりがございまして、このことについて昨日も我が党の又市征治議員が質問をいたしました。まあ全国一括ということは結構なんですが、その長期の代理店契約と、これは移行期をカバーするということなんであります、これは非常に安定的な代理店契約の一つのポイントだというふうに思つておりますが、まあできるだけ長期の方がいいと。

しかし、一方で経営判断という問題もありますが、そのバランスをどうするかという問題が一つあります、できるだけやっぱり長い方が私はいいと。今言つたように様々な懸念がある中で、で起きるだけやっぱり長い方がいいというふうに思つておりますが、昨日、竹中大臣はまあ百年というちょっと極端な例を取つて話をされました。私はまあ百年とか五十年はともかくとして、せめて移行期原則十年の倍ぐらい、二十年ぐらいは望ましいんだと、政府はそういう方向では非働き掛けでいいないと、こういう政府の方針というのはやつぱりこの際明確にすべきなんではないか。倍ぐらいは、移行期の倍ぐらいは望ましいんだといふぐらゐのひとつ御答弁はいただけないでしようか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 今回の法律の枠組みは、みなし免許を出すに当たつて長期安定的なやはり契約がないと銀行としての営業の基盤が築けないであらうと、そのためには銀行行政の観点からみなし免許の条件としてそういうものを付すと、これは基本的な法律の考え方でございます。

もちろん、移行期を上回るということでありますから、十年を超えて長期にするということを妨げると、そういう制約は何もございません。しかしこれは免許の条件でござりますので、免許条件としては金融機関そのものがやはり安定的に推移していかなければなりません。したがつて、長ければ長いほど良いというものでも当然これはないものだと思っております。そこは、全体としての経営体としての一つの御判断、利益もありますし、また、これは銀行から見てもある程度長い方が自分たちの基盤が安定するというそのメリットもあると思います。

そういうことを総合的に是非御判断をいただいて、その実施計画にそのことを織り込んでいただきたい。正にグループ全体の視点に立つて織り込んでいただきたい。そして、実施計画に織り込まれば、同計画を認可する主務大臣であります内閣総理大臣が審査の上、免許条件クリアとしてこれを認可することになるというふうに考えております。まあそこは正に実態に即してきちんと御判断をいただけるものと思っております。

○近藤正道君 どうも核心に触れた御答弁がないんです。
まあこの附帯決議のところには、例えばその基金については二兆円まで積み立てる、こういうくだりも実はあるわけでございます。つまり、法的保証が外れた、それに匹敵するシステムをどう構築するかということがポイントであります、正確にここのこと、できるだけ長期な、とりわけ移行期でもありますんで、長期な代理店契約、これは正に安定的な代理店契約のポイントなんです
よ、この期間は。

だから私は、五十とか百とかそういう話をしているわけではなくて、せめて倍ぐらいのものはやっぱり言えないんです。それは、だから私は前段にこの附帯決議だとそういうことを聞いていて、皆さんも最大尊重するんだということであれば、それは正に一番核心の部分のこの期間の点

については私はこのぐらいのことをやつぱり言えなければ、この附帯決議、単なる絵にかいたものなんではないかと、こんなふうにしか思えてしないがない。

もう一度重ねてお尋ねをいたします。
経営判断に丸投げするんではなくて、主務大臣としてはどのくらいが望ましいのか、是非このぐらいの線で我々としては民間金融機関を、この郵便銀行を指導していきたいと、精一杯働き掛けていただきたいと、そういうふうに思つてます。

○國務大臣(竹中平蔵君) これから、今朝も議論がありましたけれども、十年後の金融の情勢というのはこれはもう、容易にはこれはもう想像できないと思います。

この間、実はこの契約というのは決して排他独占の契約ではなくて、いろんな金融機関が、郵便局の窓口で金融商品を提供するということはある得るわけございます。そういう状況下で、一ヵ所と、非常に長いものがある方がよいかどうかと、本当にどのぐらい長い方がよいのかどうかというの、これは大変難しい私は判断であるというふうに思つています。その判断を政府が前もって二年がよろしい、五年がよろしい、三十年の方がもつとよろしいとか、そういうことはやはり言う立場にはないと思っております。

しかし、我々は移行期間の間を十分にカバーすれば、当然ながらこれまでやつてている代理業務を长期の安定的な代理店契約は必要だと。このことは、これは法律の枠組みの中でも明記をしていくわけございます。それに基づいて、かつ実態を踏まえてしっかりととした判断をしていただきたい。その経営判断、承継計画に基づいて、主務大臣はこれ金融の立場からしっかりと判断をされる

と思いますけれども、そういう形での実効性のある仕組みをつくつていただきたいと思います。

○近藤正道君 移行期を十分にカバーする期間と、正にその一つの大臣が考えておられる一つのモデルケースというのはどのぐらいなんですかと、それを聞いているわけですよ。移行期を十分にカバーする、十分にカバーする。どのぐらいお

考へなんですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 移行期十年を十分にカバーすると、それに尽きていくと思います。

○近藤正道君 何か小泉総理の靖国、適切に判断するという答弁を思い出すんですけども、それは皆さんはそれなりに一つの評価、分析をして価値判断を加えて十分なということを言っておられるわけで、それは正にこの間ずっと皆さんはこれを検討されてきて、どのくらいの期間が必要なのか、どのくらいの移行期をカバーする、プラスどのくらいのものが必要なのかということは、大体内部で検討されていると思うんですよ。そのぐらいのことはやつぱり言えないんですか。

○國務大臣(細田博之君) まあ次第にお気付きになつておられるよう、これは金融と保険を民間会社として完全に独立させるための法案であり、そして特殊会社、郵便局会社、現在の郵便局を丸ごと、これからも日本の古来の文化の下できつたり残して、そして今のような郵便局の形態を残すための最大限の調和点を定めた法律であるわけですよ。

したがつて、これからもずっと、皆さんにお見えのように、当然、よほどの変更がない限り、この郵便一家がより合理化しながら、片や完全民営化した会社、片や地元のために郵便業務と併せて、当然ながらこれまでやつてている代理業務をずっと続けていただく、そういう枠組みで考えておりますので、御心配は要らないところです。

○近藤正道君 御心配をしていただきなくとも結構だつて、心配だからこちらは聞いているわけですね。

まあ、これ以上はそれ言つてもしようがありますので、別の角度でお尋ねをいたしますが、ドイツ、ドイツ・ポストのケースでありますが、ドイツでは、郵政民営化に当たりまして、ユニバーサルサービスの標準といいましょうか、指標、基準、こういうものを作つて、何人もこのユニバーサルサービスの指標確保のために措置をとるよう

に規制官庁に申し出ることができる、こういう規

則があります。

これをまあ市民の陳情権ということを、というふうに言つておりますが、日本にはこのサービス低下に対して国民が、具体的なレベルを下回つたときには物申す、物申せると、こういう制度をつくつてある。私は、大変いい制度ではないかといふうに思つておりますが、日本にはこの制度は今回ない。しかし、こういう物の発想は私は是非必要なんではないかといふうに思つています。

繰り返しやつても、やっぱり法的保証がなくなつた後の担保措置というものはどうやつてこれを確保するのかということは大問題であります。このドイツのケースというのはやっぱり参考日本でこれに匹敵する制度としては何があるんだと。日本にはないけれどもその代わり、ドイツにはあるけれども日本にはないと、しかし日本にはこういうものがあつて一方的にサービスが低下されるということはないんだと、こういうものがあるなら是非大臣からお聞かせをいただきたいし、是非私は、この後、このドイツのこの陳情権の制度というのはやっぱり検討に値するんではなかと、是非検討をしていただきたい、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) どの国におきまして郵便に関連する業務というのは大変国民生活に密着しているので、安全、安心を守るために一生懸命の工夫をしているというふうに思いました。

御紹介のありましたドイツのユニバーサル令の話も、これ陳情権というのか提案権といふのか、そういうものが織り込まれているというのもそのうちの工夫だと思います。その背景は違います。が、我々もやはり工夫をしているわけでござります。まず、その法律において、ドイツの場合には、最初はそういう設置基準そのものがなかったわけですね。我々は当初から設置基準を作ると。かつ、

法律において、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置するということを法律上義務付ける。その上で、省令で設置基準を作成する。これはドイツにはなかつたけれども、我々で工夫したところでございます。

その上で、この設置基準に基づく郵便局の設置状況については、これは毎事業年度、郵便局会社から事業報告書を提出してもらいまして、総務大臣が把握をして、そして必要に応じ適切な措置を講ずるという仕組みがございます。かつ、郵政民営化による三年ごとの総合的な見直しを行つわけですから、その中には設置の状況等々も含めます。民営化された郵便銀行が資金を民に流すことは限らないという状態がありまして、要は金融市場の動向いかんであります。

国に資金需要がある限り、あるいは民間に資金需要がない限り、これは変わらない、こういうふうに確信をしておりまして、この点について改めて大臣の御答弁をいただきたい。同時に、郵貯も簡保も、この四年間資産総額は減つておりますけれども、国債購入は増加し続けておりまして、昨年度末現在では、先ほど来出ておりますけれども、四〇%を超えていると、こういう状態でございます。大量の、預託制度が廃止とされた後も、

郵貯・簡保資金は民間には流れず、大量の国債購入という形で官に流れておりますので、これは地域貢献業務の範囲はある意味でドイツのユニバーサル令より広いという解釈もむしろ私たちができるのではないかと思つております。そして、そこに直接提案するというのが、陳情するというのがドイツのシステムであるならば、我々は地域の有識者の声を聞いて、その声を尊重しなければいけないということを法律で義務付けて、そして主務大臣の認可の下でこの貢献計画を作りますので、私は、その意味では今回の我々の法律は、今まで選挙の中では随分これと違うような話が改革しない限り、この国債の依存はやっぱり変わらない。これはもう繰り返し言つているわけでございますが、私の質問の最後にこのことについて、まあ選挙の中では随分これと違うような話をワントフレーズでやられたようでありますけれども、この最後の答弁で、明快なひとつ実態に沿つた御説明をいただきたい、こういうふうに思いました。

○近藤正道君 時間がありません。

最後に、資金の流れ、これ今日、皆さんもいろいろ聞いております。多少重複するかもしれませんのが、やつぱりなぜ民営化なのかという正にその根幹にかかる話でありますので、私も最後に質問させていただきたいというふうに思つてます。

資金の流れを官から民に変えるんだと、こういふうに言われてこの民営化が動き出しているわけですが、かつては、企業部門といふのは資金の取り手だつたんですけれども、その企業部門が沈滞をして、一方で国債の大量発行によって、貯蓄と投資のバランスから見る限り、最終的な資金の取り手というのがもう圧倒的に官になつてゐる。今後も官のは、その負の貯蓄、赤字を当面続けるしかねばやつていけないような仕組みになつておりますので、我々は年々の赤字を、これ一生懸命減らして、基礎的財政収支の改善を目指しておりますが、その間も公的な部門が赤字、お金を吸収していくという構造はやはり続いてまいります。しかし、それを何とか二〇一〇年代前半で食い止めるような仕組みにしたい、そのための改革はしっかりと財政改革として行つています。

そして、その官の金融の仲介の部分について、これまで郵政という組織で非常に大きなお金が、この官の主体である、官の仲介者である、金融仲介者である郵政に入つてきて、そしてそこが官にしかお金を受けないという仕組みの下で、宿命の下で、国債等々に、購入を行つてきた。その流れをやはり今回、仲介の部分を変えるわけでござります。これ、やっぱり金融仲介の部分をしっかりとお金を受けないという仕組みの下で、購入を行つていく、財政健全化を行つていく、このことと併せてしっかりと改革をしていきたいと思っております。

○國務大臣(竹中平蔵君) お金の流れを官から民に本当にしつかりと変えていく、それによつて経済を活性化して、この国の経済をより発展させていくということが、もう我々、与野党を問はず、我々に課された重要な仕事をあると思っております。

そのためには、それは決して一つのことではなべいけないわけあります。その意味では、今、多くの有権者もそういうふうに思つてゐる。

私は、この郵政民営化、納得はできない、やめるべきだと、こういうことを申し上げまして、質問を終わりにさせていただきたいと思つております。

ます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○藤健三君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出の郵政民営化六法案に対し反対の立場で討論を行います。

郵政事業の改善の最も重要な視点は、国民の皆様の利益であることは言うまでもありません。国民の皆様の利益のため、現在、郵政事業の中にあ

る三百三十兆円という膨大な資金が公団、事業団といった非効率的な事業に流れ込まないよう、資金を必要とする民間に確実に流れるようとする

ことが重要です。これを小泉総理は官から民へと言っています。しかしながら、官から民へのキャラツチフーリーでこぼ大きくなれば間違ふ寸ぎます。

まず、政府案において郵政公社は、政府が株式の三分の一を保有する持ち株会社と、持ち株会

社が一〇〇%保有する郵便事業会社、郵政窓口ネットワーク会社、そしてそれらと株式を持ち合ふをする郵便貯金銀行と郵便保険会社となりま

す。すなわち、特殊会社と政府系金融機関ができるにすぎません。民営化の名前にも全く値しない。

財投債百四十四兆円を合わせた約二百五十兆円といふ國の借金を増やしましたが、引き続き野放図な国債、才役員の巻了と売れるならば、那更守金

な目的財お借の発行を繰りこかねる垂れ財金や郵便保険の資金は官から民に流れることはありません。我々はこの点について重ね重ね質問をいたしましたが、明確な回答を全く得ておりませ

ん。
ほかにも反対の理由はあります。
まず、民首ヒツギの予測、各民首式算の前

まず、民営化後の経営予測、骨格経営試算の前

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、郵
ります。

郵政民営化法案は、繰り返し明らかになつてい
るよう、国民にとって百害あつて一利なしの法
案。

案です。参議院において圧倒的多数の反対で否決されたのは当然の帰結です。二院制を尊重するなら、両院協議会、衆議院での再議決など憲法上の

手続を踏み、国民の法案に対する理解を尽くした上で解散するなど、丁寧な手続を踏むべきです。

しかも、郵政民営化に絞つて国民に賛否を問うた総選挙でも、与党の得票は小選挙区で過半数には届かず、国民投票ならば明確に否決です。どこ

るが、与党は議席の多数をもつて信任されると強弁し、否決された郵政民営化法案を極めて短い審議で押し通すことは、断じて許すこととはできませ

ん。本法案に反対する最大の理由は、国民に基礎的金融サービスをあまねく公平に提供する国の責任

を放棄するものだからです。貯蓄や決済など基礎的金融サービスを受けることは国民の権利です。郵便局は、ATMの手数料

無料、振込料も安く、口座維持手数料もありません。民間銀行が過疎地を始め、もうからない地域へ出店するのを止めています。

の支店を閉鎖し撤退する中で、郵便局はすべての市町村にネットワークを張り巡らし、基本的金融サービスを受ける国民の権利を保障しています。

しかし、法案は郵便局の業務に郵貯、簡保を義務付けておらず、不採算地域からの撤退は経営判断にゆだねられています。

今、世界ではビッグバンによつて銀行間の競争が激化し、顧客の選別が行われ、口座を持てない金融余裕が大きな社会問題になつてゐます。アメ

金融打開の方法を有する問題は、一言にいへば、金利を下げる事である。金利を下げる事は、國庫の負担を減らす事である。國庫の負担を減らす事は、國庫の財政を健全化する事である。國庫の財政を健全化する事は、國庫の財政を健全化する事である。國庫の財政を健全化する事は、國庫の財政を健全化する事である。

なっています。日本では郵便局が小口預金者の保護、国民に基本的な金融サービスを提供するセーフティーネットの役割を担っています。

ところが、小泉内閣は、郵政民営化を强行し、

基本的金融サービスを提供する国の責任を放棄し、民間任せにしようとしています。そもそも郵政民営化は国民が求めていたものではなく、貯蓄、簡保三百四十兆円の開放を要求してきた日本金融資本にこたえるものです。国民はセーフティーネットを断たれれば、憲法に言う健康で文化的生活も保障されず、社会は一層不安定なものとなります。郵政公社の正規、非正規の労働者の雇用労働条件も危機に瀕しています。

郵政民営化法案は断固反対を表明し、討論を終わります。

○近藤正道君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、郵政民営化関連六法案に対する反対討論を行います。

反対の第一の理由は、法案に関する審議時間が余りに短く、十分な討議が保障されなかつたことあります。しかも、いったんは廃案になつた法案が施行期日を半年ずらしただけで何の変更もなましま提出されるなど、与党のおごりと言うほかありません。

総選挙の結果、確かに与党は勝利いたしました。百歩譲つて、衆議院は選挙結果に左右されざるを得なかつた面があるにしても、参議院は良識の府としての立場を發揮すべきであります。議席の大増加で何をやつても許されるという意識が与党にあるとすれば、それは大きな認識違いであります。小選挙区の総得票数では野党の票が拮抗しており、郵政民営化については賛否は相半ばしているのであります。

反対の第二の理由は、民営化によって採算性や経営判断が優先されることになり、全国一律の郵便局ネットワークが維持できなくなることあります。そのことは、もとより、貯金や保険などの金融サービスが受けられなくなる地域が出てくるからであります。とりわけ、過疎地や離島ではその懸念が深まっています。

政府は、民営化されても経営者がネットワークをなくすという判断をするはずがない、地域の郵

便局はなくなるおそれが出でても社会・地域貢献基金でカバーすると繰り返して答弁しております。しかし、過疎地に存在する民間の金融機関は極めて少なく、全くない地域もあるという実態を見ても、民営化された後の郵便局がどうなるかは明らかであります。

第三の理由は、政府・与党は、郵政の民営化によつて資金が官から民へ流れ、それが経済を活性化することにつながるということを強調しておりますが、これは単なる希望的観測、推測にしかすぎないことは明らかであります。官から民へといふ耳触りの良い掛け声とは裏腹に、郵貯、簡保の三百四十兆円に及ぶ庶民の生活用貯蓄が、投機のためのリスクマネーやアメリカを始めとする外国債、あるいは消費者金融の資金となつて流れることは明らかであります。

民間の金融機関は、民間に資金需要がないことから、この間、むしろ自ら進んで国債を購入してまいりました。民の資金は民へは流れず、官へ流れ続けてるのが実態であります。郵貯を民営化すれば資金は自然に民に流れるというものはないことはもとより、民営化になれば郵貯が資金を民に流す保証など全くないのであります。この点について、政府から納得のいく説明はついになかつたのであります。

以上、反対の理由を申し上げ、私の反対討論といたします。

以上であります。

○委員長(陣内孝雄君) 他に御意見もないようですから、六案に対する討論は終局したものと認めます。

これより順次六案の採決に入ります。

まず、郵政民営化法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(陣内孝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長陣内孝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便事業株式会社法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長陣内孝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便局株式会社法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長陣内孝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長陣内孝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長陣内孝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、世耕君から発言を求められておりますので、これを許します。世耕弘成君。

○世耕弘成君 私は、ただいま可決されました郵政民営化法案案外五案に対し、自由民主党及び公明

党両派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

的保有が生じることを妨げないこと。そのため、郵政民営化法第百六条、第百三十六条の趣旨を踏まえ、株主総会に係る株主の権利行使の基準日を適切に定款に規定すること。

2 移行期間中と言えども、郵政民営化法第一百五条、第百三十五条の決定がなされた場合及び持株会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の全株式を処分した後は、郵便局株式会社が、特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により密接な取引関係を有する郵便貯金銀行、郵便保険会社株式を他の民間金融機関の例と同様に保有しグループとしての経営が可能であること。

3 前記1、2によりグループとして株式の連続保有が可能となっていることに加え、民営化委員会が行う三年ごとの経営形態のあり方を含めた総合的な見直しの中で必要があれば更なる措置を講ずること。

4 新たに設立される株式会社がそれぞれの経営判断により、新規事業への投資に加え、必要に応じ前記1、2、3を踏まえた適切な経営形態を探ることを可能とするため、持株会社において財務計画を定めるなど必要な措置を講ずること。

四、民営化委員会が行う三年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険サービスの提供状況を含めること。また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市场の動向等を見極めながら、必要があれば経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。

なお、民営化委員会の三年ごとの見直しに関する意見については、郵政民営化法第十一條第二項によつて国会へ報告されることとされているが、更に、郵政民営化推進本部がその意見を受けた施策を講ずるに当たつては、国会へ報告し、その意見を十分聽取するよう

求める。

五、民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループとしての一体感の醸成を図り、職員のモラールの維持・向上に万全を期すること。

六、郵政民営化法附則第三条の運用に当たつては、郵政民営化のための情報システムについて、万が一にもシステムリスクが顕在化し、国民生活に支障の生ずることのないよう、日本郵政公社と協力しつつ適切に対応すること。

七、日本郵政公社は、民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、預金保険機構、生命保険契約者保護機構に加入することに鑑み、民営化までに郵便貯金の限度額、簡易保険の保険金額の管理や口座の管理の徹底を含めコンプライアンス面での態勢を確立すること。

八、移行期間における業務範囲の段階的拡大を的確かつ円滑に実現するため、経営委員会（準備企画会社）及び民営化委員会を準備期間内でのきるだけ早い時期に設置し、関係会社及び関係行政機関で予め先行的に検討と準備を進めること。

なお、経営委員会（準備企画会社）と日本郵政公社が一体となって円滑に民営化の準備を進められるよう配慮すること。

九、民営化委員会の運営については、透明性の高いルールの下、積極的な情報公開に努めることが。
十、毎年巨額の国債を発行しているわが国の財政体質を早急に改善するとともに、それまでの間、郵政民営化法第百六十二条の適切な運用により国債の消化に支障を生ずることのないよう十分配慮すること。

いよいよ対応すること。

十一、職員が安心して働く環境づくりについて、以下の点にきめ細やかな配慮をするなど適切に対応すること。

1 現行の労働条件及び待遇が将来的にも低下することなく職員の勤労意欲が高まるよう十分配慮すること。

2 民営化後の職員の雇用安定化に万全を期すること。

3 民営化の円滑な実施のため、計画の段階から労使交渉が支障なく行われること。

4 労使交渉の結果が誠実に実施されること。

5 新会社間の人事交流が円滑に行われる

こと。

十二、民営化後において良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した場合にも特別送達等の公的サービスはしっかりと担保されるよう、万全の体制を構築すること。

十三、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考としつつ、長期の契約とするなど、適切な対応を行ふこと。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料は、現在、適切な算出基準に基づいて算出されているところであり、民営化後も引き続き適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。

十四、商法等の規定を活用し、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

1 税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえ、つづ、消費税の減免などを含め関係税制度について所要の検討を行うこと。

2 郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者の対策の充実を図ること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長（陣内孝雄君） ただいま世耕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（陣内孝雄君） 多数と認めます。よつて、世耕君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹中国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹中国務大臣。

○國務大臣（竹中平蔵君） 郵政民営化関連法案につきまして、慎重な御審議の上、御可決をいただき、誠にありがとうございます。

また、ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、郵政民営化に伴う国民の懸念や不安を払拭したいとの皆様方の強い御意思が込められています。竹中国務大臣。

また、ただいま御決議いたしました附帯決議につきましては、郵政民営化に伴う国民の懸念や不安を払拭したいとの皆様方の強い御意思が込められています。

○委員長（陣内孝雄君） なお、六案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（陣内孝雄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十一分散会